

計画素案(案)

目次

第1章 はじめに

- 1 墨田区公園マスタープランの目的
- 2 位置付け
- 3 期間
- 4 対象範囲等
 - (1)対象範囲
 - (2)公園等の箇所数・面積等
 - (3)公園等以外の公園的空間の例

第2章 現状と課題

- 1 墨田区の現況
 - (1)基礎情報
 - 位置・面積
 - 人口
 - 河川
 - 観光資源や文化財
 - 土地利用
 - 将来の都市構造
 - 植物
 - 動物
 - ボランティア団体等
 - 交通
 - (2)公園等の概要
 - 公園等の規模
 - 公園等の量
 - 公園等の分布
 - 公園整備の歴史
 - (3)利用者のニーズ
- 2 前計画の概要
 - (1)計画期間
 - (2)基本理念
 - (3)基本方針
 - (4)これまでの実施状況
- 3 改定の背景
 - (1)社会情勢の変化
 - (2)法制度の動向
 - (3)墨田区の動向
- 4 課題及び解決の方向性

- (1) 課題
- (2) 解決の方向性

第3章 目指す公園像及び3つの視点

- 1 目指す公園像
- 2 目標設定
 - (1) 活動指標(公園面積の拡充)
 - (2) 成果指標(満足度及び愛着)
- 3 3つの視点(重視する視点)
 - (1) 視点1:「人」の視点
 - (2) 視点2:「使用・利用」の視点
 - (3) 視点3:「場所・存在」の視点

第4章 取組、施策等

- 1 取組の体系
- 2 取組、施策
- 3 公園機能の相互補完
- 4 取組・施策の効果的な推進方法

第5章 管理運営

- 1 維持管理
 - (1) 施設管理
 - (2) 植物管理
- 2 運営管理
 - (1) 利用マナー
 - (2) 利用ルール
- 3 管理運営の効果的な推進方法

第6章 進行管理等

- 1 実行計画の策定
- 2 進行管理

第1章

はじめに



1 墨田区公園マスタープランの目的

公園とは、子育て支援、地域コミュニティの形成、にぎわいの創出、災害時避難など、多種多様な役割を有するオープンスペースを主とした公の施設です。

墨田区公園マスタープラン（以下「公園マスタープラン」といいます。）は、区内にある区立の公園、児童遊園及び区民広場（以下「公園等」といいます。）の公園づくりを進めるための、公園行政の羅針盤となる総合的な計画です。

そこで、公園マスタープランでは、公園に求められるニーズの変化等を予測しながら、公園機能の分散や相互補完などにより、今ある公園を最大限に活用し、今よりも質や機能の特性を活かした、子育てしやすい公園を始めとする「誰もが快適に利活用できる公園」を実現し、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とします。

2 位置付け

公園マスタープランは、「墨田区基本計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」及び「第二次墨田区緑の基本計画」を上位計画とした、公園等の新規整備、改修整備、管理運営等についての方向性を示す計画として位置付けています。

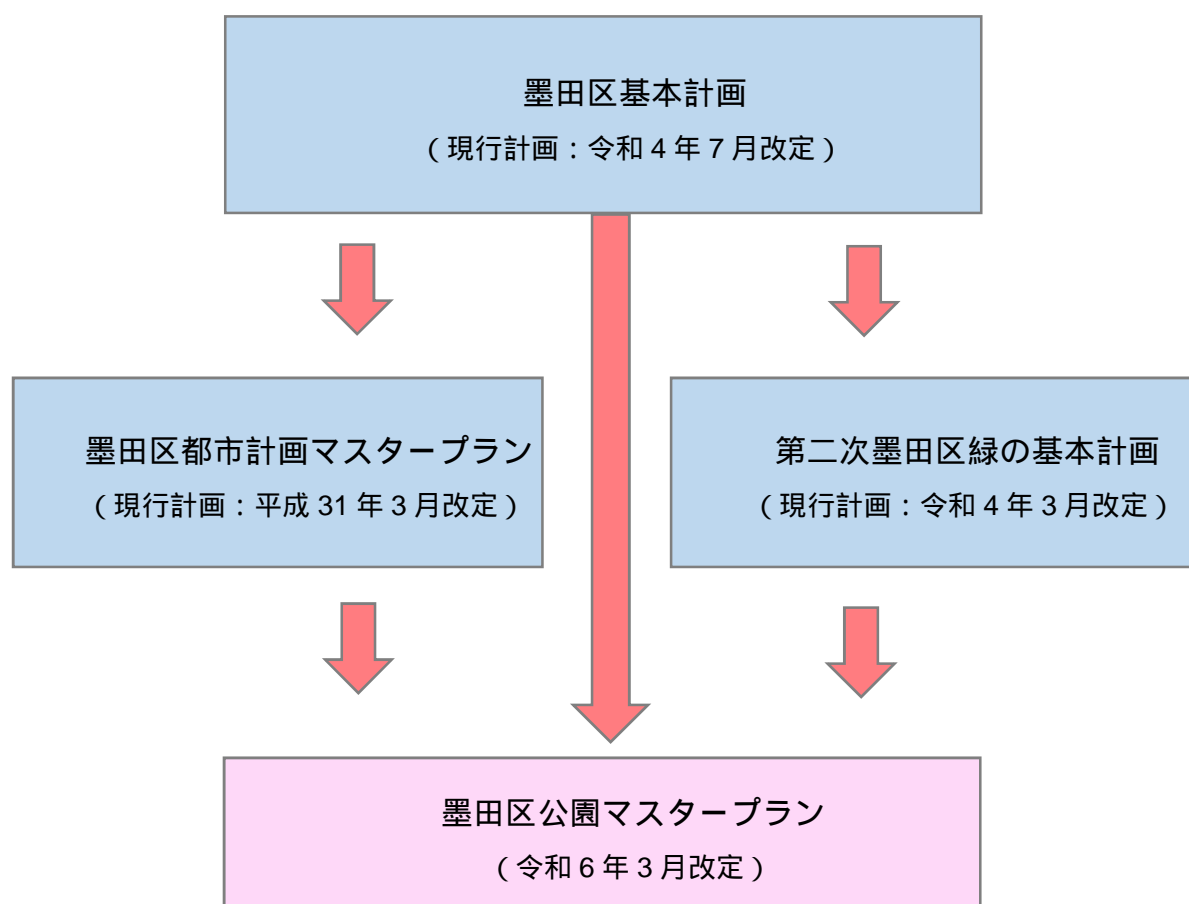


図 1 公園マスタープランの位置づけ

3 期間

平成 22 年度の中間改定で策定した前公園マスタープランは、平成 7 年から平成 37 年（令和 7 年）までの 30 年計画としていましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化の急速な進展、並びに法制度及び区の動向を踏まえた将来予測から、これらに対応するため、令和 5 年度に前倒して改定することとしました。

公園は、整備するまで年月を要する公共施設であるため、公園マスタープランは比較的長い計画期間を設定する必要があるが、前公園マスタープランは 30 年計画としていましたが、今後も社会情勢の変化やニーズの多様化等が進むことが予想されることから、計画期間は前公園マスタープランよりも短縮し、上位計画の計画期間や改定の時期が表 1 のとおりであることを踏まえ、18 年間計画（令和 6～23 年度）とします。

また、公園マスタープランの中間改定時期については、表 1 の上位計画が改定された直後とするため、公園マスタープランを前期 8 年間（令和 6～13 年度）、後期 10 年間（令和 14～23 年度）に分け、令和 13 年度に中間改定する予定とします。

表 1 上位計画の計画期間等

関連計画	現行計画	次期計画 （予定）	次々期計画 （予定）
墨田区基本計画 （10 年ほどで全面改定、5 年ほどで中間改定）	平成 28～令和 7 年度 （中間改定：令和 4 年度）	令和 8～17 年度 （中間改定：令和 12 年度）	令和 18～27 年度 （中間改定：令和 22 年度）
墨田区都市計画マスタープラン （10 年ほどで全面改定）	平成 31～令和 10 年	令和 11～20 年	令和 21～30 年
第二次墨田区緑の基本計画 （20 年ほどで全面改定、10 年ほどで中間改定）	令和 4～22 年度 （中間改定：令和 12 年度）	令和 23～42 年度 （中間改定：令和 32 年度）	令和 43～62 年度 （中間改定：令和 52 年度）

4 対象範囲等

(1) 対象範囲

公園マスタープランは、区内にある区立の公園、児童遊園、区民広場、ポケットパーク（公園等）を対象としています。

なお、区民や来街者にとっては緑がある場所やオープンスペース、水辺は、機能的・景観的に公園的な空間としても捉えられるので、都立公園や駅前広場などの公共のオープンスペース、公開空地などの民間のオープンスペース、河川の水面を含む水辺空間などについては、公園機能を補助する公園的な空間として考慮します。

表2 公園マスタープランの対象一覧 赤枠内が対象

種別		備考	
都市公園(区管理)	住区基幹公園	街区公園	街区内の居住者が利用する身近な公園。児童遊園を含む。 (全ての児童遊園、緑町公園、菊川公園等)
		近隣公園	近隣住区内の居住者が利用する公園 (堤通公園、豎川親水公園、錦糸堀公園、東墨田公園)
		地区公園	徒歩圏内の居住者が利用する公園 (大横川親水公園、錦糸公園、旧中川水辺公園)
	都市基幹公園	運動公園	全区民を対象とした運動の利用に供することを目的とした公園 (荒川四ツ木橋緑地)
	特殊公園	風致公園	風致・景観の優れた場所で自然とのふれあいを深めていく公園 (隅田公園、旧安田庭園)
		動植物公園	生きた教材に接することができる自然学習拠点 緑と花の学習園)
		歴史公園	史跡、名称、天然記念物等の文化的資産を有する公園 (本所松坂町公園、立花大正民家園)
緑道		災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図る 植栽帯及び歩行者路等を主体とする公園(隅田川緑道公園)	
都市公園(区管理)以外の公の施設	区民広場		行政目的で確保されている土地を、その使用が具体化するまでの期間、開放するもの(横川一丁目こども広場、錦糸四丁目緑地広場等)
	ポケットパーク		都市景観に資する小規模緑地 (たから一休、さくら一休、こぞう一休等)
	都立公園	都市公園	都管理の都市公園 (横網町公園、向島百花園、東白鬚公園)
	駅前広場		駅周辺の利用者が憩える空間 (錦糸町駅南口駅前広場、京成曳舟駅前広場)
	歩道空間		街路樹、植栽帯のある広幅員の公園的な歩道空間
	学校		学校の校庭
河川		水面も含め、河川テラス等と一体的な公園的空間	
民有地	公開空地		開発に伴い設置される集合住宅等が管理するオープンスペース
	境内地内		神社、仏閣の建物を除いた用地

(2) 公園等の箇所数・面積等

区内の公園等は、区立公園が70園、児童遊園が71園、区民広場が26か所、都立公園が3園設置されています。

表3 種別毎の箇所数・総面積(令和5年4月1日現在)

種別	箇所数	総面積(m ²)	割合(区計)
公園	70か所	604,719.60	93.3%
児童遊園	71か所	35,165.85	5.4%
区民広場	26か所	8,498.71	1.3%
区計	167か所	648,384.16	100%
都立公園	3か所	133,593.01	
総計	170か所	781,977.17	

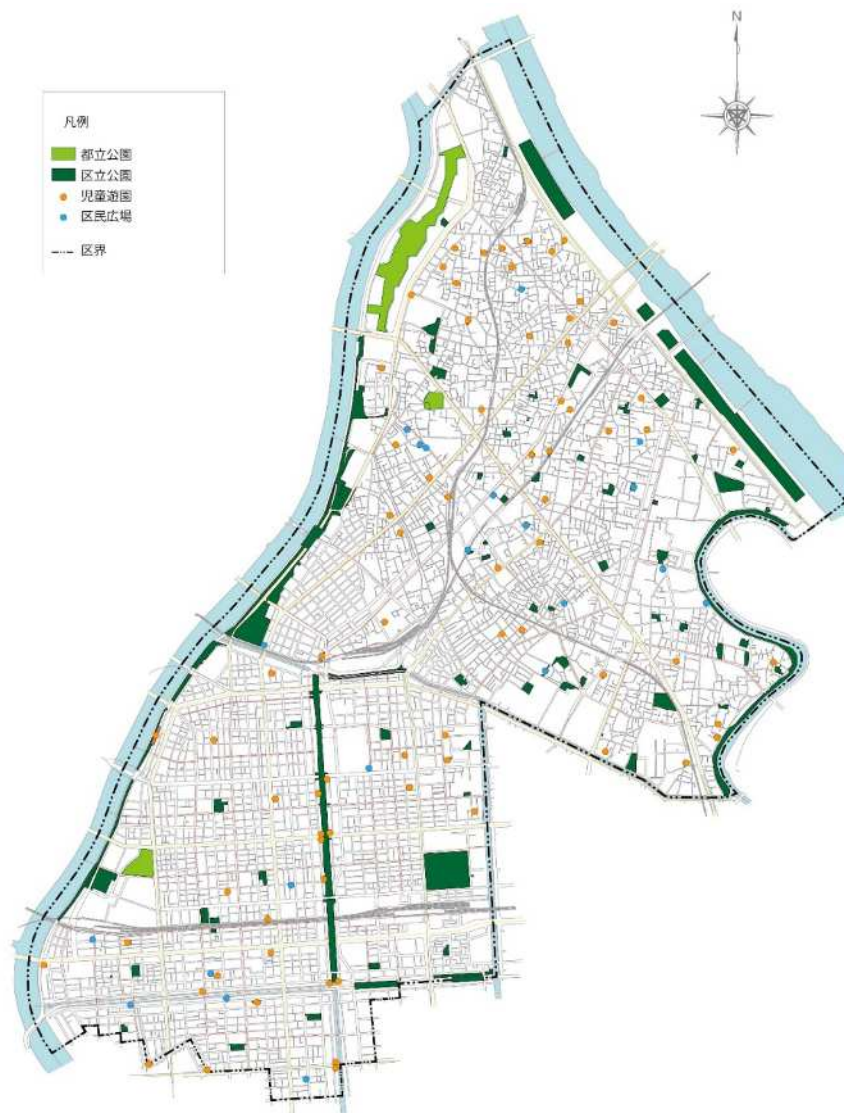


図2 公園の分布

(3) 公園等以外の公園的空間の例

例1：都立公園



都立横網町公園

例2：駅前広場



京成曳舟駅前交通広場

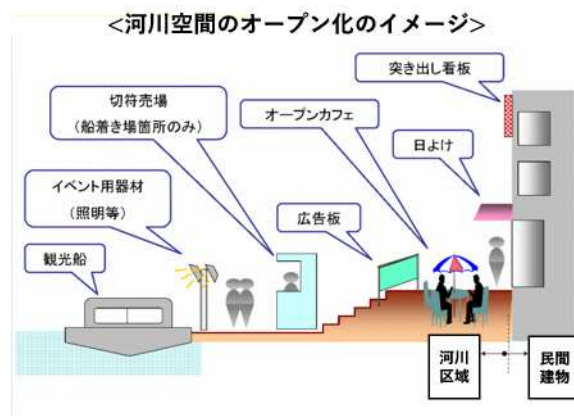
例3：河川空間



河川、道路、公園、鉄道高架下が一体となった空間演出（北十間川）

【参考】

平成 23 年度に河川敷地占用許可準則が改正され、地域合意等の一定の要件を満たす場合に、河川敷地においても民間事業者によるオープンカフェの運営等が可能となりました。これにより、日本全国で河川空間の利活用が進められています（河川空間のオープン化）。



参考：未来の東京に向けた水辺空間のあり方検討会

「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」(2023年6月)

第2章

現状と課題



1 墨田区の現況

(1) 基礎情報

位置・面積

墨田区は、東経 139 度 47 分 19 秒から 50 分 31 秒、北緯 35 度 41 分 12 秒から 44 分 36 秒にわたり東京都の東部に位置し、足立区、荒川区、台東区、中央区、江東区、江戸川区、葛飾区と接し、隅田川、荒川に挟まれています。

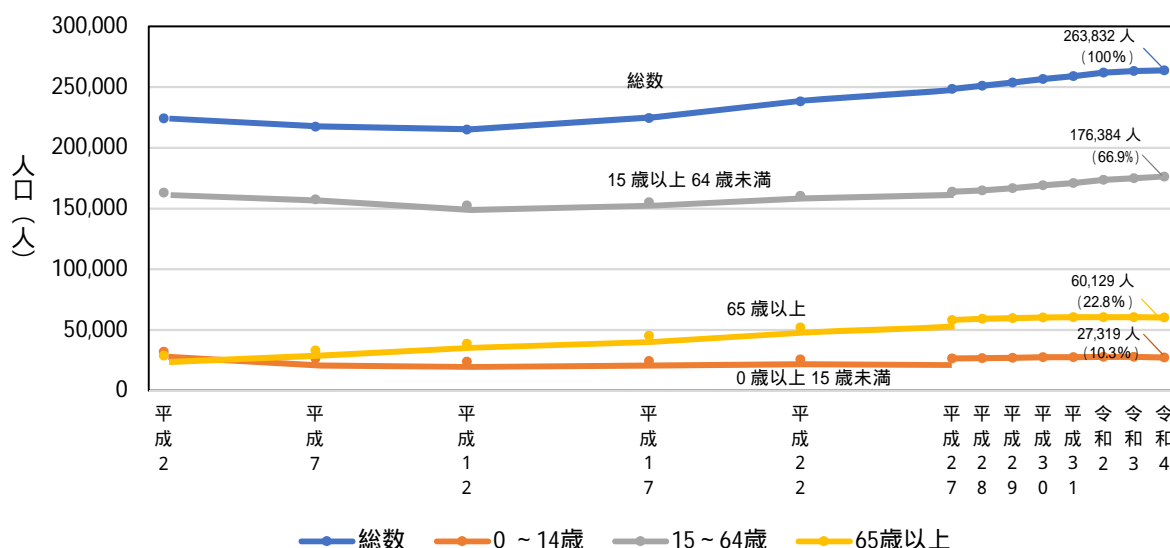
面積は、13.77 平方キロメートルで、23 区中 17 番目の広さです。



図 2 墨田区の位置

人口

住民基本台帳によれば、墨田区の人口は、平成 22 年度の間改定時以降増加を続け、令和 5 年 4 月 1 日時点で 282,085 人となりましたが、総数は微増を続けているものの、令和 3 年からは 15 歳未満の人口が減少に転じています。



表中の人数は令和 5 年度の数と割合

図 3 墨田区年齢層別人口推移
(住民基本台帳から作成)

河川

区は、隅田川、荒川に挟まれ、また、区内には旧中川、旧綾瀬川、北十間川、横十間川、竪川、大横川の6つの内部河川があり、区内の河川延長は23km以上と、水辺に恵まれています。

観光資源や文化財

「すみだガイドマップ」等で紹介されている区内の主な観光スポット、文化財について、図5に抽出しました。

公園では、隅田公園に観光スポットが多くみられ、隅田川沿いに常夜灯、墨堤、「明治天皇海軍漕艇天覧玉座趾」の碑があり、明治天皇行幸所・水戸徳川邸の石碑と隅田公園水戸邸跡由来記、明治天皇御製の碑、また、王貞治が少年時代にプレーしたと言われる隅田公園少年野球場があります。さらに、隅田川花火の会場、国木田独歩終焉の地、七福神巡りの寺、牛嶋神社等が近接しています。

隅田公園以外にも歴史・文学に由来する公園は、吉良上野介邸宅跡(吉良邸跡)にある本所松坂町公園(表2-1)、すみだ北斎美術館(表2-2)のある緑町公園、勝海舟誕生の地である両国公園(表2-3)、幸田露伴に縁のある露伴児童遊園(表2-4)などがあります。文化財が見られる公園は、旧小山家住宅がある立花大正民家園、石造墨堤永代常夜燈等がある隅田公園があります。

また、桜の名所になっている公園もあり、隅田公園の墨堤の桜(表2-5)、旧中川水辺公園(表2-6)では河川沿いに連続した桜の景観が、錦糸公園では桜の列植による桜の景観(表2-7)が形成されています。区では桜のある公園の位置について「桜マップ」をホームページで公開しています。

東京芸術大学、墨田区、台東区が共同で平成22(2010)年度から平成24(2012)年度に実施したGEIDAI TAITO SUMIDA Sightseeing ART Projectは、東京スカイツリーと浅草をアートで繋ぐ回遊ルートとして、隅田川を挟んで墨田区と台東区に12個の作品を公園等に設置しており、業平公園に「は・は・は」(表2-8)が、小梅児童遊園に「おぼろげ」が屋外展示されています(図4)。

大規模公園では、錦糸公園の「すみだまつり・こどもまつり」、「すみだストリートジャズフェスティバル」(表2-9)といったイベントやフリーマーケットなど、イベント開催等の会場としての利用が多く、中・小規模公園では、地域の方々の親睦行事等が開催されているところがあります。

なお、観光スポット周辺にある公園内には、案内版が設置され、区内の観光に寄与しています(表2-10)。



図 4 GEIDAI TAITO SUMIDA Sightseeing ART Project の説明看板

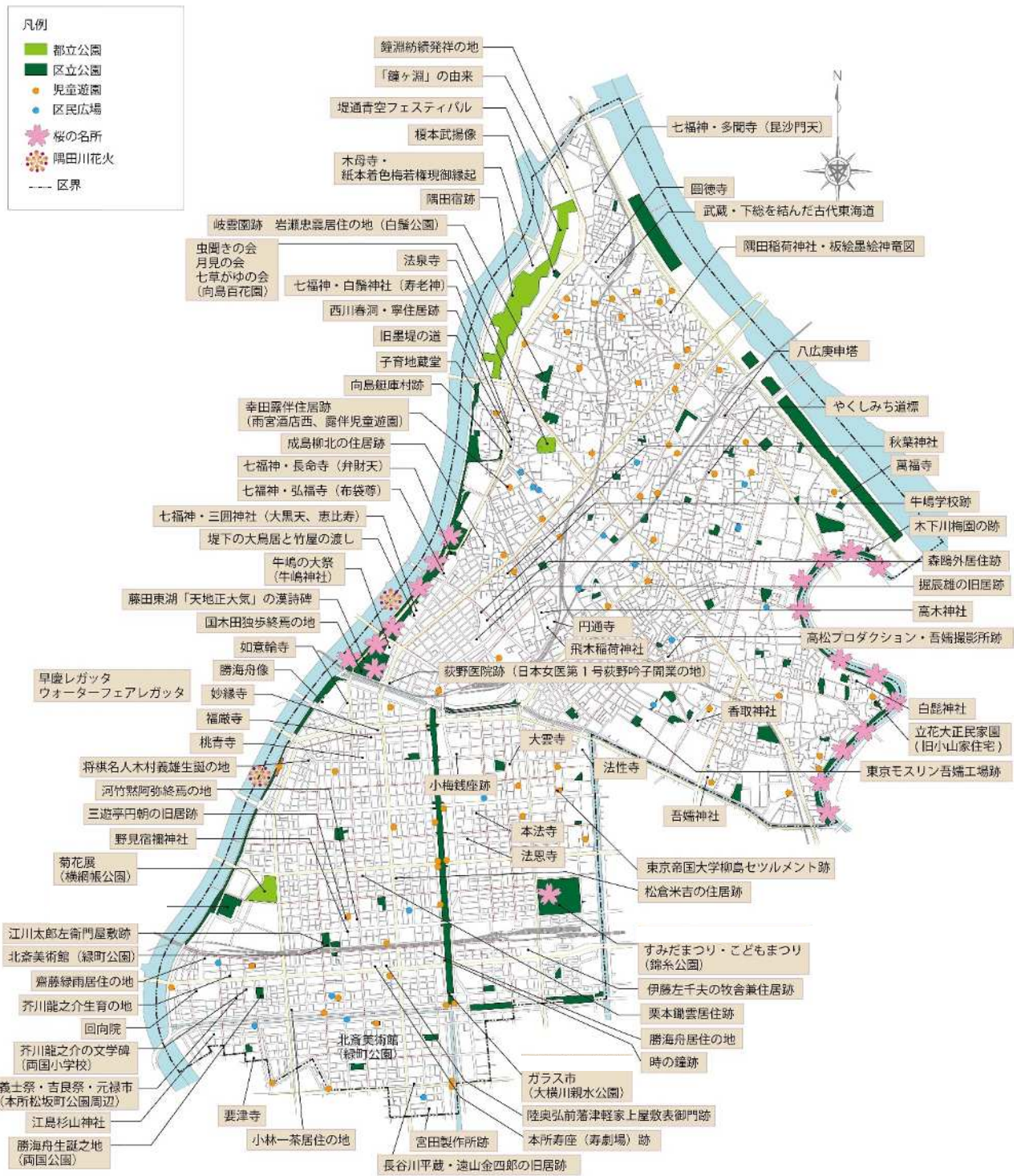












図 5 公園と主な観光スポット等

参考:「すみだガイドマップ」に記載されている観光スポット、及び「すみだの文化財マップ」の観光コースや個別紹介されている場所を抽出して作成

表 2 観光資源等の例

<p>1. 本所松坂町公園</p> 	<p>2. すみだ北斎美術館(緑町公園)</p> 
<p>3. 歴史説明板(両国公園)</p> 	<p>4. 文学説明板(露伴児童遊園)</p> 
<p>5. 墨堤の桜(隅田公園)</p> 	<p>6. 旧中川の桜並木(旧中川水辺公園)</p> 
<p>7. 桜の列植(錦糸公園)</p> 	<p>8. GEIDAI TAITO SUMIDA Sightseeing ART Project の作品例(業平公園)</p> 
<p>9. すみだストリートジャズフェスティバル(錦糸公園)</p> 	<p>10. 案内板(隅田公園)</p> 

土地利用

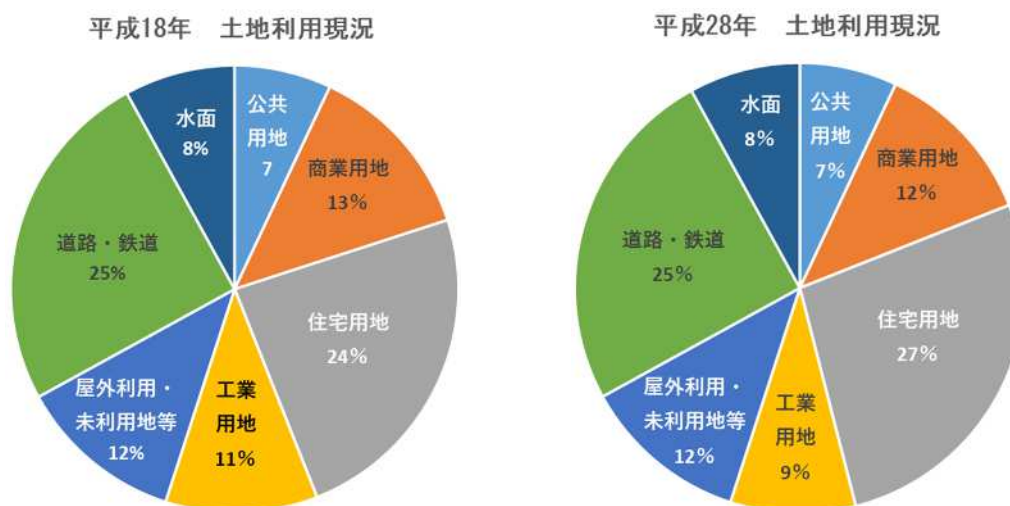
墨田区都市計画マスタープラン(平成31年3月)によれば、土地利用は、住宅用地(独立住宅、集合住宅)が最も多く27%で、次いで道路・鉄道が25%です(公園は「屋外利用・未利用地等」に含む)。

図6) 宅地(公共用地、住宅用地、商業用地、工業用地の合計)が約55%を占めています。これは、平成18(2006)年と比較してもほぼ変わりませんが、内訳を見ると、住宅用地が3%増加し、工業用地が2%減少、商業用地が1%減少しています。

公園は、平成18年から平成28年で約7ha増加しているが、土地利用としては、屋外利用・未利用地等の「公園・運動場」に含まれており、他の内容が一部減少しているため、平成18年が92.18ha、平成28年が92.54haと0.36haの増加にとどまっております、平成28(2016)年で全体の約6%を占めています。

これらの分布状況(図7)をみると、住商工が複合した土地利用となっています。

また、区は隅田川、荒川に挟まれ、区内には旧中川、旧綾瀬川、北十間川、横十間川、竪川、大横川の6つの内部河川が縦横断している立地であることから、水辺の連続性、一体性を向上させるため、東京都等と連携しながら河川テラスの整備を進めています。



公園は「屋外利用・未利用地等」に含む。

図6 墨田区の土地利用

参考:墨田区都市計画マスタープラン(平成31年3月)

表3 土地利用の種別の内容

種別	内容
公共用地	官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、供給処理施設
商業用地	事務所施設、専用商業施設、住商併用建物、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設
住宅用地	独立住宅、集合住宅
工業用地	専用工場、住居併用工場、倉庫運輸関係施設
屋外利用・未利用地等	屋外利用地・仮設建物等、公園・運動場等、未利用地等
道路・鉄道	道路、鉄道
水面	水面・河川・水路、原野

参考:墨田区 平成28年度土地利用現況調査

平成 28 年度土地利用現況調査

平成 30 年 5 月 24 日
第 5 回墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会



図 7 土地利用現況

出典:平成 28 年度 墨田区土地利用現況調査

将来都市の構造

墨田区都市計画マスタープラン(平成31年3月)では、将来都市の構造を示しており、押上・東京スカイツリー駅周辺地区、錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区が地域総合拠点に位置づけられています。このほか、主要駅周辺を広域拠点、生活拠点に位置づけ、千葉大学、iU 情報経営イノベーション専門職大学周辺が学術文化拠点に位置づけられています。荒川や隅田川、旧中川、大横川、横十間川、北十間川、竪川、大横川の河川沿いは、水とみどりの連携軸に位置づけられている。これらの水とみどりの軸には、既存公園が多く含まれ、軸の構成要素になっています。

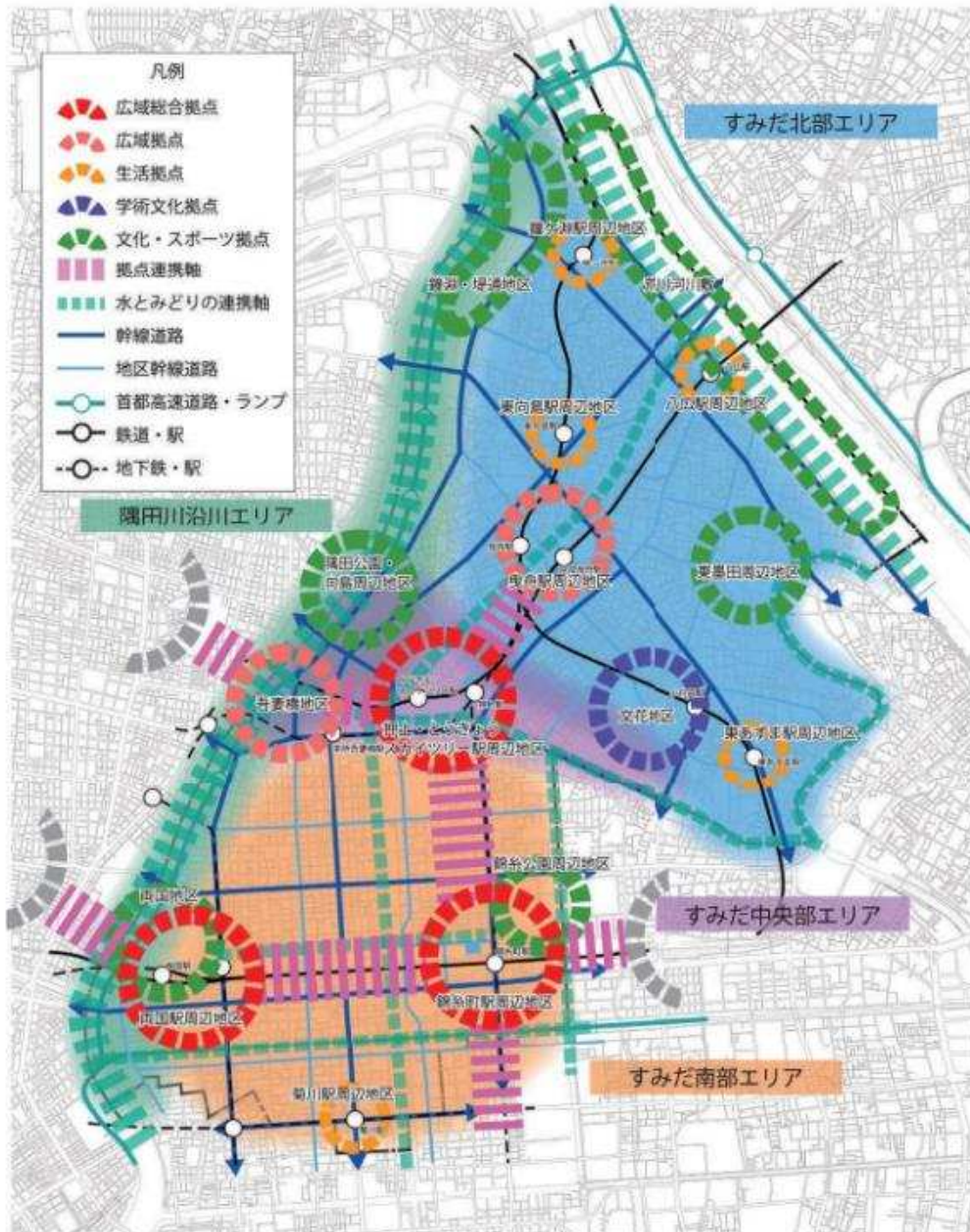


図 8 将来都市構造図

出典:「墨田区都市マスタープラン」(平成31年3月)

植物

(ア) 緑被地分布

緑被地分布図(図9)をみると、隅田川、荒川、旧中川等の河川緑地や、隅田公園、大横川親水公園、錦糸公園、旧安田庭園等の大規模公園に集中しています。一方で、大規模公園以外に大きな緑が少なく、小さな緑が点在して緑被が少ない状況です。

本区の緑被率は、平成30(2018)年時で10.7%です。

町ごとにみると、堤通、東墨田、墨田等では大きな面積の公園や河川敷を有しており緑被率が高く、反対に、緑被率の低い町は、両国、緑、東駒形で、いずれも大きな面積の公園がなく、河川敷を有する河川にも緑がみられない状況です。その他、立川、菊川においても公園が少なく緑被率が低くなっています。

押上、錦糸町周辺では、屋上緑化が集中し、これらの多くが商業施設の屋上です。公園においても、立花いこい公園が比較的大きな屋上緑化の公園です。

緑被率：(樹木地+草地+屋上緑化)÷行政面積

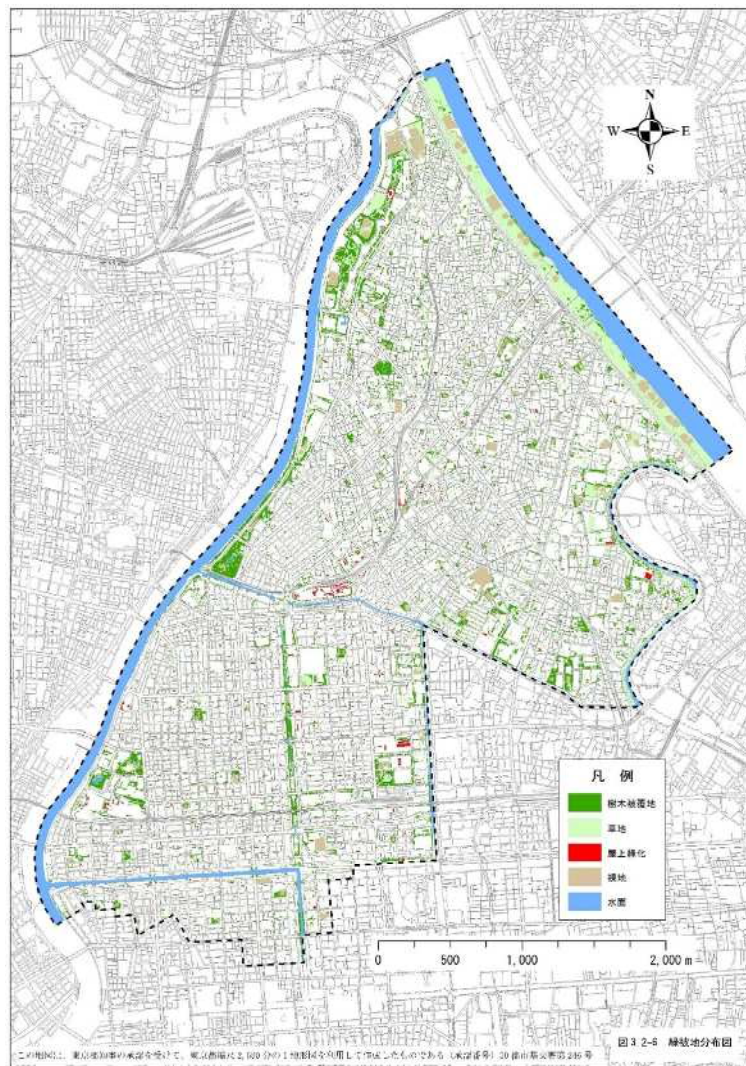


図9 緑被地分布図

出典：墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)

(イ) みどり率

みどり率は、ある地域における樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいいます。緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたものが「みどり率」となります。

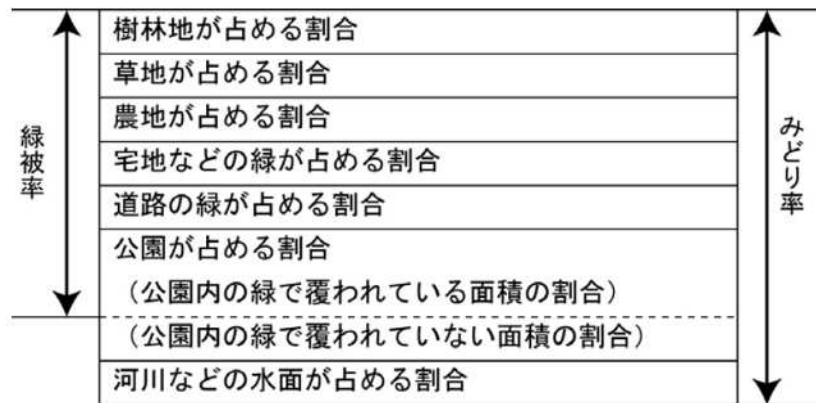


図 10 緑被率とみどり率の関係

引用: 第二次墨田区緑の基本計画(令和4年3月)より

『緑と生物の現況調査報告書(平成30年度)』によれば、区全体のみどり率は、20.8%です。その内、水面と公園のみどり率の約27%を占めています。

表 4 本区のみどり率の状況

総面積 (ha)	公園 (ha)	みどり	
		面積(ha)	みどり率
1,371.13	77.9	284.56	20.8

都立公園を含む面積。

参考: 『緑と生物の現況調査報告書(平成30年度)』より作成

(ウ) 樹木

区内における公園・道路・河川の樹木の数量は表5のとおりであり、公園等では、高中木が73.0%、低木が64.1%を占めていることから、公園が樹木の植栽本数の確保に重要な場所であることがわかります。

表 5 植栽状況(令和5年4月1日現在)

公園等		高中木 (本数)	高中木 (割合)	低木 (株数)	低木 (割合)	総数	全体 (割合)
公園等	区内公園・ 児童遊園	19,501	71.3%	162,216	63.0%	181,717	63.8%
	区民広場	455	1.7%	2,860	1.1%	3,315	1.2%
道路	街路樹	3,468	12.7%	3,840	1.5%	7,308	2.6%
	歩道緑地帯	2,045	7.5%	54,325	21.1%	56,370	19.8%
	橋台地	309	1.1%	6,367	2.5%	6,676	2.3%
	その他	1,208	4.4%	15,878	6.1%	17,086	6.0%
河川		363	1.3%	11,975	4.7%	12,338	4.3%
合計		27,349	100%	257,461	100%	284,810	100.0%

参考:「墨田区区政概要 2023」より作成

(エ) 植物の種類

墨田区の植物の種類は、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』によれば144科943種の植物が確認されています。このうちの多くは植栽種であり、自生種は、植栽木の下や堤防のり面等に侵入した路傍雑草が主に確認されています。また、河川敷や河川の水際には一部植栽によるヨシ群落等が確認されています。

調査対象地区別(表6)をみると、公園等では、シラカシ、スダジイ、ケヤキ等の在来種のほか、サクラ類、サルスベリ、アメリカヤマボウシ(ハナミズキ)、ツツジ類等の花が大きくて美しい樹種や、イチョウ、ユリノキ等の樹形が美しい外来種がみられます。

荒川河川敷では、オニグルミ、アカメガシワ等の樹木のほか、オギ、ヨシ、セイタカアワダチソウ等の高茎草本植物が確認されています。

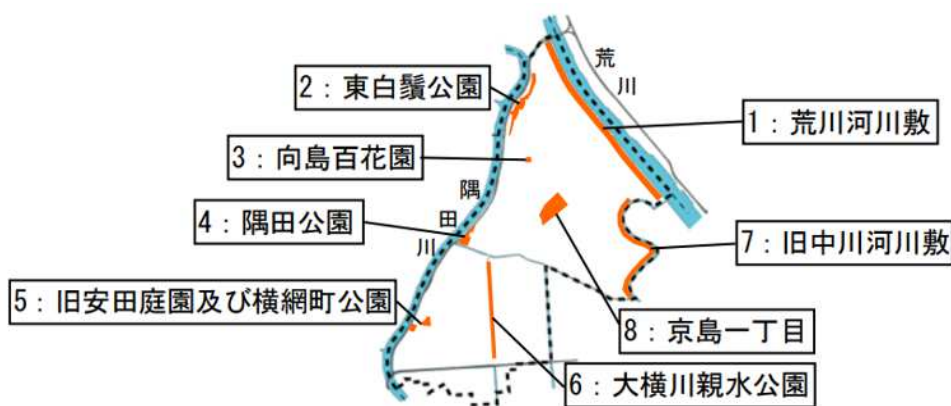


図 11 調査地

表 6 調査対象地区別の確認現況(植物)

番号	調査対象地区 (図 11)	確認種数	主要な 環境要素	主要な確認種
1	荒川河川敷 (区立公園以外を含む)	59 科 212 種	樹林 草地 グラウンド 河川(水辺)	木本類:オニグルミ、ヤマグワ、アカメガシワ、ノイバラ、 オオムラサキ 草本類:オギ、ヨシ、チガヤ、セイタカアワダチソウ、ネズ ミムギ、メリケンガヤツリ、シバ
2	東白鬚公園 (都立公園)	91 科 374 種	樹林 草地	木本類:シラカシ、タブノキ、ユリノキ、ハマヒサカキ、ヒイ ラギモクセイ、ハナツクバネウツギ 草本類:コウライシバ、メヒシバ、アキノエノコログサ、タ チアオイ、コゴメガヤツリ
3	向島百花園 (都立公園)	121 科 505 種	樹林 草地 池	木本類:ケヤキ、イチョウ、スダジイ、ヤマグワ、モッコ ク、ヤマハゼ 草本類:ハナショウブ、フジバカマ、リンドウ、アサザ、オ ミナエシ等、多数植栽
4	隅田公園 (区立公園)	89 科 279 種	樹林 草地 池	木本類:イヌシデ、サクラ類、マテバシイ、クスノキ、アオ ギリ、アオキ、オオムラサキ 草本類:フッキソウ、ドクダミ、ハマスゲ、イヌワラビ、ウラ ジロチチコグサ
5	旧安田庭園(区立 公園)及び横網町 公園(都立公園)	92 科 278 種	樹林 草地 池	木本類:スダジイ、シラカシ、クスノキ、サルスベリ、ヤマ ブキ、ドウダンツツジ、ハナツクバネウツギ 草本類:スギナ、メヒシバ、ベニシダ、ヒメジョオン、ウラ ジロチチコグサ
6	大横川親水公園 (区立公園)	97 科 362 種	樹林 草地 池・水路	木本類:シラカシ、モミジバフウ、ハクモクレン、サルスベ リ、キョウチクトウ、ニシキギ 草本類:ヒメコバンソウ、ヒメジョオン、エノコログサ、メヒ シバ、オオバコ
7	旧中川河川敷 (区立公園以外を含む)	51 科 170 種	草地 河川(水辺)	木本類:サクラ類、キョウチクトウ、トウネズミモチ、オオ ムラサキ 草本類:ヨシ、サンカクイ、タマスダレ、チガヤ、シバ、セ イタカアワダチソウ
8	京島一丁目	103 科 359 種	住宅地 広場	木本類:シラカシ、アメリカヤマボウシ、カイヅカイブキ、サ ツキ、キンモクセイ 草本類:ナガミヒナゲシ、ブタナ、コゴメガヤツリ、メヒシ バ、ハキダメギク

参考:墨田区緑と生物の現況調査(平成 30 年度)を一部改変

動物

(ア) 鳥類

本区には、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』の調査で30科54種の鳥類が確認されています。

公園の樹林では、オナガやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が主に確認されています。ドバトやスズメは市街地や樹林地を含む比較的幅広い環境で確認されました。

(イ) 昆虫類・クモ類

本区には、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』の調査で、15目184科591種の昆虫類・クモ類を確認されています。

コウチュウ目(鞘翅目)が159種と最も多く、次いでカメムシ目(半翅目)が113種、クモ目が87種でした。

多くの調査地で確認された種としては、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ナミテントウ等の草地を主な生息地とする種や、アブラゼミ等の樹林地を主な生息地とする種、クロヤマアリ等の都市域にも生息する種等が挙げられます。

このほか、ヤマトヒメメダカカッコウムシやハンノキハムシ等、特定の植物を食草として好む傾向のある種は、各調査対象地区の植生に応じて特徴的に出現していました。

(ウ) 魚類・水生生物

本区には、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』の調査で、魚類10科25種、水生生物10綱26目51科90種が確認されています。

魚類は、荒川河川敷、旧中川河川敷付近では、汽水・海水魚であるサッパやコノシロ、スズキ、ボラ等が確認されている。また、隅田公園や旧安田庭園の池では、モツゴやコイが確認されています。

水生生物は、荒川河川敷、旧中川河川敷では、水際植生部でモクズガニやクロベンケイガニ等のカニ類、ヤマトシジミやマガキ等の貝類が特徴的に確認されています。また、向島百花園、隅田公園、旧安田邸園及び横網町公園、大横川親水公園の池では、スジエビ、アメリカザリガニ、アメンボ、サカマキガイ等が主に確認されています。

(エ) 両生類・爬虫類・哺乳類

本区には、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』の調査で、両生類2科2種、爬虫類を5科5種、哺乳類を3科3種の計10科10種確認されています。

両生類は、アズマヒキガエル、ウシガエルのカエル類、爬虫類は、クサガメ等のカメ類やニホンヤモリのトカゲ類、哺乳類はドブネズミ、アライグマ、タヌキが確認されています。

(オ) 公園で確認された重要種

公園等では、『墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)』の調査で、表7のような重要種が確認されています。

樹林や河川敷などでは多様な生き物が確認されましたが、まとまった樹林や水辺がみられない京島一丁目では、確認された重要種は少なかったです。

表 7 調査対象地区別の確認現況(動物)

番号	調査対象地区	確認種数	主要な環境要素	主要な確認種(重要種)
1	荒川河川敷 (公園以外を含む)	59 科 212 種	樹林 草地 グラウンド 河川(水辺)	鳥類:ダイサギ、オオバン、ヒバリ等 昆虫・クモ類:ヨコフカニグモ、ヒロパネカンタン 魚類・水生生物:ニゴイ、アシシロハゼ、テナガエビ、モズクガニ等 両生類・爬虫類・哺乳類:カナヘビ、アオダイショウ
2	東白鬚公園 (都立公園)	91 科 374 種	樹林 草地	鳥類:ツミ、アマツバメ 昆虫・クモ類:コガネグモ 魚類・水生生物:- 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ニホンヤモリ等
3	向島百花園 (都立公園)	121 科 505 種	樹林 草地 池	鳥類:ツミ、カワセミ 昆虫・クモ類:- 魚類・水生生物:ミナミメダカ、ミゾナシミズムシ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ニホンヤモリ等
4	隅田公園 (区立公園)	89 科 279 種	樹林 草地 池	鳥類:コサギ、カワセミ 昆虫・クモ類:- 魚類・水生生物:ドジョウ、ヒラマキミズマイマイ、スジエビ等 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ニホンヤモリ
5	旧安田庭園(区立公園)及び横網町公園(都立公園)	92 科 278 種	樹林 草地 池	鳥類:- 昆虫・クモ類:- 魚類・水生生物:ミナミメダカ、スジエビ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ニホンヤモリ
6	大横川親水公園	97 科 362 種	樹林 草地 池・水路	鳥類:コサギ、トビ 昆虫・クモ類:キンヒバリ 魚類・水生生物:スジエビ、ハネナシアメンボ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ニホンヤモリ
7	旧中川河川敷	51 科 170 種	草地 河川(水辺)	鳥類:カイツブリ、ツミ、オオバン、オオヨシキリ等 昆虫・クモ類:ヨコフカニグモ 魚類・水生生物:ピリング、アベハゼ等 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ニホンヤモリ等
8	京島一丁目	103 科 359 種	住宅地 広場	鳥類:- 昆虫・クモ類:- 魚類・水生生物:- 両生類・爬虫類・哺乳類:ニホンヤモリ

参考: 墨田区緑と生物の現況調査(平成 30 年度)より作成

ボランティア団体等

(ア) 公園等愛護協定

本区では、公園等の良好な環境の維持を図るとともに、地域住民の連帯の場として活用することを目的に、地元町会等の地域の住民団体と区との間で協定を締結し、自主的な清掃などの美化活動を通して、公園に愛着と親しみを持ってもらう取組を行っています。令和4(2021)年度末現在、69か所の公園等で愛護委員会が結成されています。

(イ) 隅田公園さくらパートナーシップ

本区では、平成15(2003)年度に策定した墨堤の桜に関する長期構想で、隅田公園を通じて「地域コミュニティをさらに活性化していく」ことをコンセプトの一つとして掲げており、平成16(2004)年度に「隅田公園ボランティア講座」、平成17(2005)年度に「隅田公園パートナーシップ実践活動」を実施し、区民と事業者と区によるパートナーシップの形成を図ってきました。

この結果、平成18(2006)年3月に行われた「隅田公園パートナーシップ実践活動報告会」で、ボランティアメンバーから、区とのパートナーシップ宣言が行われ、これにより、ボランティア団体「隅田公園さくらパートナーシップ」が発足しました。

平成18年度からは、「隅田公園さくらパートナーシップ」の自主活動により展開し、令和2(2020)年度からは、より専門性の高い調査を実施するため「NPO 法人すみだ桜守の会」を設立し、活動の幅を広げ、墨堤の桜の保全活動を行っています。

(ウ) 旧中川桜植樹事業(中川愛護会)

中川桜愛護会は、平成15(2003)年6月19日に沿川の5町会で発足した団体です。

平成22(2010)年4月13日には、3町会1自治会が新たに参加し、沿川の全町会・自治会による愛護会となりました。多くの方々に親しまれている旧中川の水辺を、より一層区民に親しまれ、魅力的な空間とするため、桜の保全や花壇管理などの活動を行っています。旧中川の桜の保全をはじめ、自然豊かな空間を大切にし、墨田区の桜の名所となるよう美しい環境づくりを目指しています。

(エ) 緑と花のまちづくり推進地域制度(まちなか緑化)

町会や自治会などを対象に公募等により「緑と花の推進地域」を選定し、広がりや視覚的効果のある場所にプランター等を設置して、緑と花のサポーターの協力を得ながら、区が助成する花種・花苗・土・肥料などを使い地域の方が植栽・維持管理を行っています。

東京スカイツリー(R)に隣接する北十間川沿いに設置されたプランターやハンギングバスケット(図12)など多くの場所で活動しています。

現在、区内22箇所で事業を実施しています。



図 12 北十間川沿い(おしなり公園内)に設置されたハンギングバスケットの例

(オ) 緑と花のサポーター

緑と花のサポーターは、墨田区を「うるおいとやすらぎあふれるまち」とするため、地域に緑や花を増やす活動をしている緑化ボランティアです。緑と花の学習園を活動拠点に、区民と区が協働で活動しています。(令和2(2020)年度5月現在46名登録)「緑と花のまちづくり推進地域」でのまちなか緑化の推進や、緑化講習会やイベントの運営補助、緑と花の学習園の一部エリアの維持管理を行っています。

(カ) すみだ自然環境サポーター

平成19(2007)年度に「トンボサポーター」として発足し、主に大横川親水公園万華池周辺で、トンボ・ヤゴや生きものの定点観察や生息環境の保全活動等を行ってきています。平成26(2014)年4月、区の多様な自然について、調査・保全・啓発活動を行っていくため、名称を「すみだ自然環境サポーター」と改称し、区の自然状況を知り、守り、次世代へ伝えていくために、平成27(2015)年度から活動の幅を拡げ、定期的な活動を行っています。

(キ) 私立保育園や福祉施設との連携

区内の公園等では、私立保育園や福祉施設が花壇管理や清掃に関わっています。

交通

(ア) 道路及び鉄道

区内の主要交通道路は、国道2路線、都道10路線のほか、首都高速道路6号線、7号線の2路線があります。主要道路に接している公園は、大規模公園が多くアクセス性が高いですが、小規模公園の多くは市街地内の路地からのアクセスで、さらに公園によっては入口が小さくアクセス性が悪い公園もあります。

区内の鉄道は、JR総武本線、東武鉄道伊勢崎線、東武鉄道亀戸線、京成電鉄押上線、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄浅草線、都営地下鉄新宿線、都営地下鉄大江戸線の8線があります。

近年、京成押上線の高架化が進み、高架下利用の一環で、ひいらぎ広場や長浦いきいき広場といった新たな公園等が整備されています。



図 13 主要道路・鉄道図

(イ) 街路樹

区内の街路樹の高木は、トウカエデ、ハナミズキ、イチョウ等の15種の落葉樹と、クスノキ、マテバシイ、ヤマモモ、マテバシイの4種の常緑樹で構成されています。近年、一部の路線では、プラタナス並木から、ヒトツバタコ(図中では「その他」表記)等の別種へ転換がされています。

また、北斎通りのような数種類の街路樹を混ぜた複合植栽も整備されています。

街路樹が大きくて風格があり、比較的歩道幅員が広い墨田区道としては、北斎通り、国技館通り等があり、これらは機能的、景観的に公園的な空間としても捉えられます。



図 14 街路樹

資料:「街路樹マップ TOKYO 道路のみどり 2022 - 2023」より作成

(2) 公園等の概要

公園等の規模

区内の公園等は、区立公園が70園、児童遊園が71園、区民広場が26か所、都立公園が3園設置されています。

また、公園等の規模別の分布(図15)に示したとおり、公園等の面積規模別で箇所数をみると、半数以上が1,000㎡以下の小規模なもので、5,000～10,000㎡の中規模が少なく、10,000㎡以上が11か所あります。

種別の規模は、公園が概ね1,000㎡以上、児童遊園が概ね1,000㎡以下となっています。また、区民広場は概ね500㎡未満です。

表8 種別毎の箇所数・総面積(令和5年4月1日現在)

種別	箇所数	総面積(㎡)	割合(区計)
公園	70か所	604,719.60	93.3%
児童遊園	71か所	35,165.85	5.4%
区民広場	26か所	8,498.71	1.3%
区計	167か所	648,384.16	100%
都立公園	3か所	133,593.01	
総計	170か所	781,977.17	

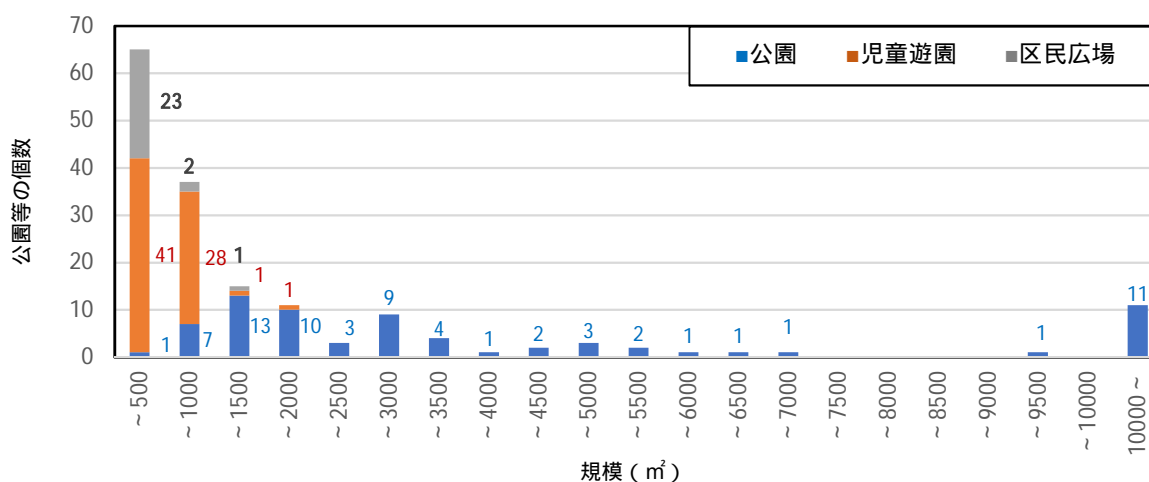


図15 種別・規模別の公園等の個数

公園の量

公園等の面積（区立公園、児童遊園、区民広場及び都立公園）は、前公園マスタープラン改定時から 7.9ha 増加しています。ただし、人口も増加しており、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の人口は 282,085 人となり、一人あたりの公園等の面積は、2.83 m²で、前公園マスタープラン改定時からほぼ横ばいです（図 16）。

公園種別ごとの面積は、公園が約 60.5ha、児童遊園が 3.5ha、区民広場が約 0.8ha、都立公園が 13.4ha です（表 8）。

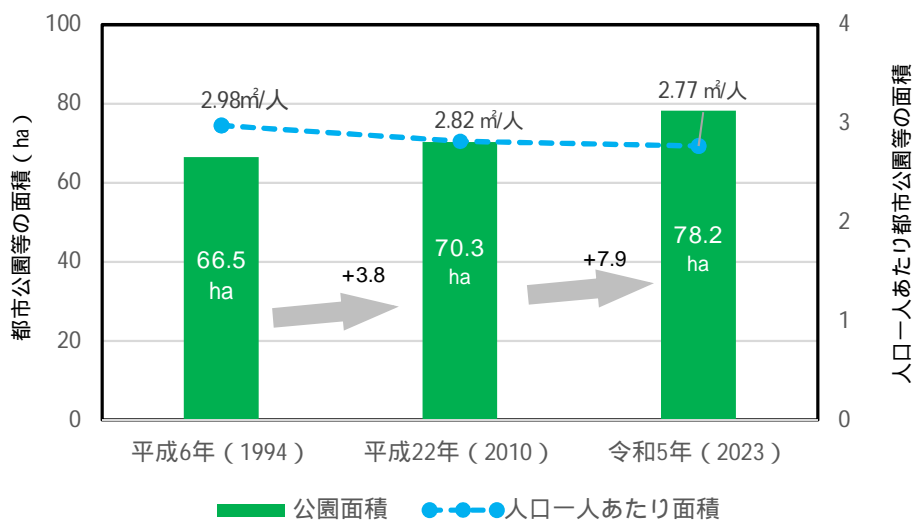




図 16 公園等の面積と一人あたりの公園等の面積の推移

表 9 新規公園の例

ひきふねどんぐり公園 (562.72 m ²)	旧中川水辺公園 (62,255.90 m ²)
	

公園等の分布

大規模な公園は、隅田川、荒川、旧中川沿いに配置されているものや、大横川親水公園や豊川親水公園のように河川を埋め立てたものがあります。また、隅田公園と錦糸公園は、関東大震災後に震災復興公園のうち三大公園の一つとして整備されたものです。

中小規模の公園は、市街地、住宅地、商業地等様々なところに分布しています。また、震災復興公園として、小学校に隣接・近接して配置された、中和公園、菊川公園、両国公園、横川公園、若宮公園、業平公園があります。

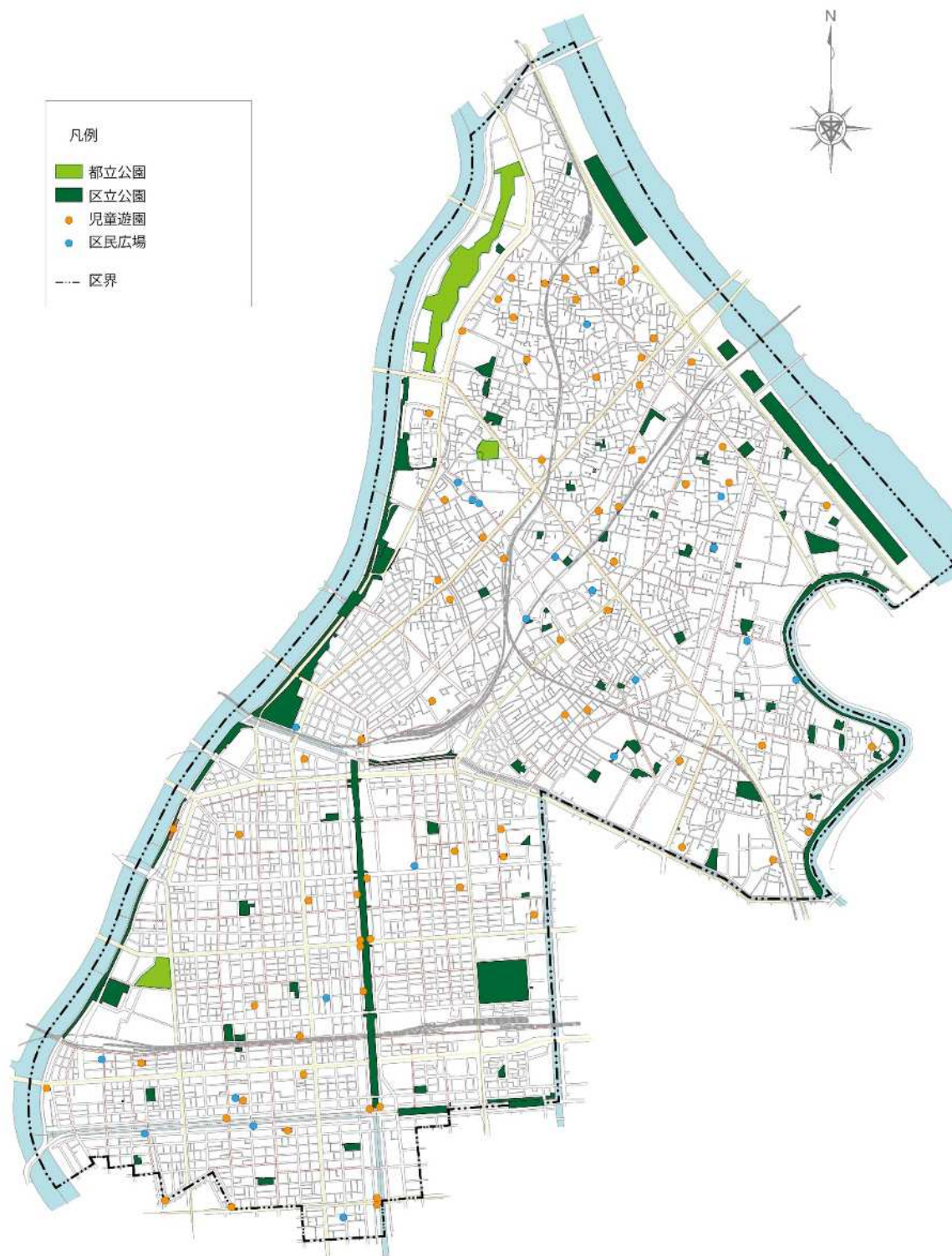


図 17 公園の分布

公園整備の歴史

区は、江戸時代前期までは、北部は農村として、南部は湿地帯を呈していましたが、江戸時代の明暦3（1657）年の大火後、武家屋敷、町家、社寺の移転先として南部地域が開発され、埋め立て、道路の築造、整然とした町割の市街地が建設されました。北部地域の隅田川沿いは、遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなりました。

明治に入ると、河川の水運や労働力の供給といった好条件により、我が国における各種軽工業の発祥の地となり、近代工業地帯として東京の枢要な地域を形成しました。明治21（1888）年に公布された東京市区改正条例では、都心部のインフラ整備が進みましたが、区内では狭い街路、公園緑地の欠如、木造家屋の密集といった状態が改善されませんでした。

大正8（1919）年に旧都市計画法が公布され、近代都市計画の諸制度が日本に導入されました。そして、最初の大規模な都市計画事業が行われたのが、大正12（1923）年9月1日に発生した関東大震災後に着手された帝都復興事業です。公園に関しては、3大公園のうち隅田公園、錦糸公園が、52小公園のうち、菊川公園、中和公園、若宮公園、横川公園、業平公園、江東公園（現両国公園）、永倉公園（廃園）、茅場公園（廃園）が区内で整備されました。

戦後は、都市公園法、都市計画法の公園整備・管理に関する法制度が整備されるとともに、公害等の環境問題の顕在化を受けて、昭和47（1972）年に第1次が策定され、その後30年にわたり第6次に至った都市公園等整備五箇年計画に基づき、多くの公園が整備されました。

平成に入ると、大横川、豎川の埋立が行われ、大横川親水公園、豎川親水公園が開園しました。

近年は、新たな公園用地の確保が困難であり、再開発等の大規模開発や河川テラスの整備、鉄道の高架化等、まちづくりに伴って公園等を新設しています。

令和5年4月1日現在、70公園、71児童遊園、26区民広場が整備されています。

表 10 区の沿革と公園に関するできごと

時代	西暦	和暦	事柄
江戸	1590 年	天正 18 年	徳川家康が江戸に入る。隅田川以西の江戸の町は急速に発展するが、隅田川以東までは及ばず、北部は農村地域、南部は人煙まれな湿地帯を呈す。
	1657 年	明暦 3 年	明暦の大火後の防災計画による防火堤や火除地の区域の武家屋敷、町家、社寺の移転先として墨東の地（現在の南部地域）を選び、開発が進む。
	1659 年	万治 2 年	竪川、大横川、横十間川、南・北割下水などの掘割の開さくがはじまる。これに伴い、南部地域の湿地の埋め立て、道路の築造、整然とした町割の市街地が建設される。一方で、北部は農村地帯や江戸の市民にとっての遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなる。
明治			河川に囲われた好適な立地条件や労働事情が、工業地域として地歩を固める要因となり、諸種の軽工業の、わが国における発祥となり、近代工業地帯として東京の枢要な地域に形成するに至る。
大正	1919 年	大正 8 年	旧都市計画法公布。
	1923 年	大正 12 年	関東大震災により、南部地域は地震とそれに伴う大火のため 9 割強の人家が失われ、死者 4 万 8 千人と東京市全体の犠牲者の 8 割強に達する惨状を呈した。
昭和	1928～1931 年	昭和 3～6 年	帝都復興事業により、3 大公園のうち、隅田公園、錦糸公園が区内に整備され、小公園は、菊川公園、中和公園、若宮公園、横川公園、業平公園、江東公園（現両国公園）が区内に整備される。
	1945 年	昭和 20 年	第二次世界大戦の戦火により、区内の約 7 割が廃墟と化し、6 万 3 千人の死者と 30 万人に近い罹災者を出す。戦災復興事業では、一部で土地区画整理事業が実施されたにとどまり、戦災を免れた北部地域は木造密集市街地が多く残ることとなる。
	1956 年	昭和 31 年	都市公園法制定。
	1968 年	昭和 43 年	新都市計画法制定。都市公園を整備する仕組みが整う。
	1972 年	昭和 47 年	第一次都市公園整備五箇年計画が策定される。この頃から、公園が多数整備される。
	1977 年	昭和 52 年	公園愛護協定が東向島ふじ公園で初めて締結される。
平成	1993 年	平成 5 年	大横川、竪川を埋め立てて、大横川親水公園、竪川親水公園が開園する。
	2012 年	平成 24 年	東京スカイツリー周辺の開発に伴い、おしなり公園等が開園。
	2016 年	平成 28 年	曳舟周辺の再開発に伴い、ひきふねどんぐり公園が開園。
	2017 年	平成 29 年	都市公園法改正。P-PFI 制度の創設や保育所等の占用物件への追加等がされる。
	2018 年	平成 30 年	京成押上線の高架化に伴い、ひいらぎ広場等が開園。
令和	2020 年	令和 2 年	まちづくり事業に伴い、いちご広場等が開園。
	2023 年	令和 5 年	現在、70 公園、71 児童遊園、26 区民広場が整備されている。

(3) 利用者ニーズ

WEB アンケート調査

(ア) 調査概要

WEB アンケート調査は2回行い、第1回は124人、第2回は961人の回答がありました。

調査期間は、第1回が10日間、第2回が32日間とし、対象やアンケート方法は、公園でのアンケート看板設置や区ホームページ等を通じて、アンケートに参加頂きました(表11)。

表 11 WEB アンケート調査の概要

	第1回	第2回
調査期間	令和5年3月13日(月)から 令和5年3月22日(水)まで (10日間)	令和5年5月26日(金)から 令和5年6月26日(月)まで (32日間)
回答者数	124人	961人
アンケート周知方法	・主要公園にアンケート周知看板の設置 ・区ホームページ	・全公園にアンケート周知看板の設置 ・区SNSや区ホームページ、すみだ子育てアプリに掲載 ・墨田区医師会事務連絡会、町会・自治会、小・中学校、高校・大学等の関連機関等に周知依頼

(イ) 調査結果

a 第1回アンケート調査

第1回WEBアンケート調査では、特に力を入れて欲しいこととして、「安全・安心な利用」が62.9%で最も多く、次いで、「子どもや子育て世帯の利用」が53.2%でした。(詳細は資料編を参照)

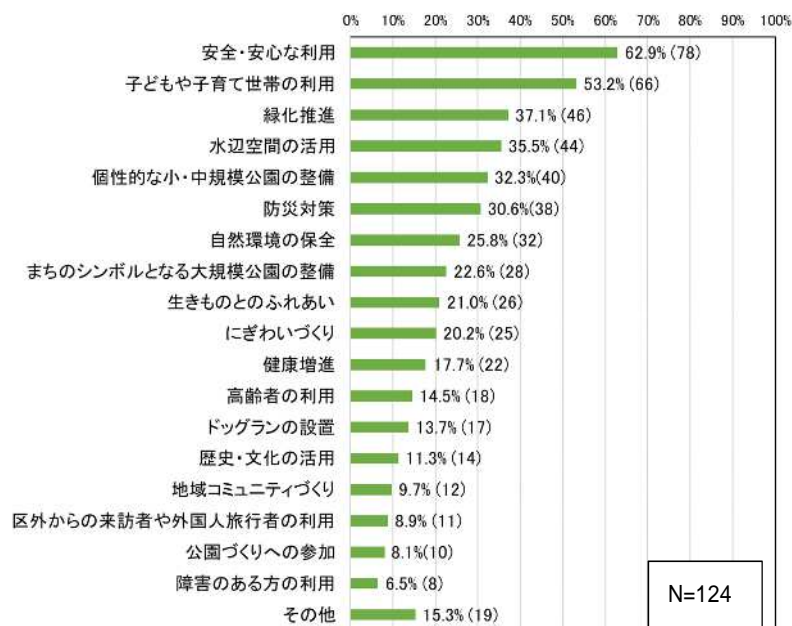


図 18 特に力を入れて欲しい項目

b 第2回アンケート調査

第2回アンケート調査において、「問4 あなたがもっと公園に行くには、もっと公園で楽しく過ごすには、次のうちどれが必要ですか」の質問に対して、回答者の選択した項目としては、「芝生広場」が50.1%で最も多く、次いで、「トイレ」が45.4%、「今より清掃が行き届いていて、きれいになる」が43.2%でした。（詳細は資料編を参照）

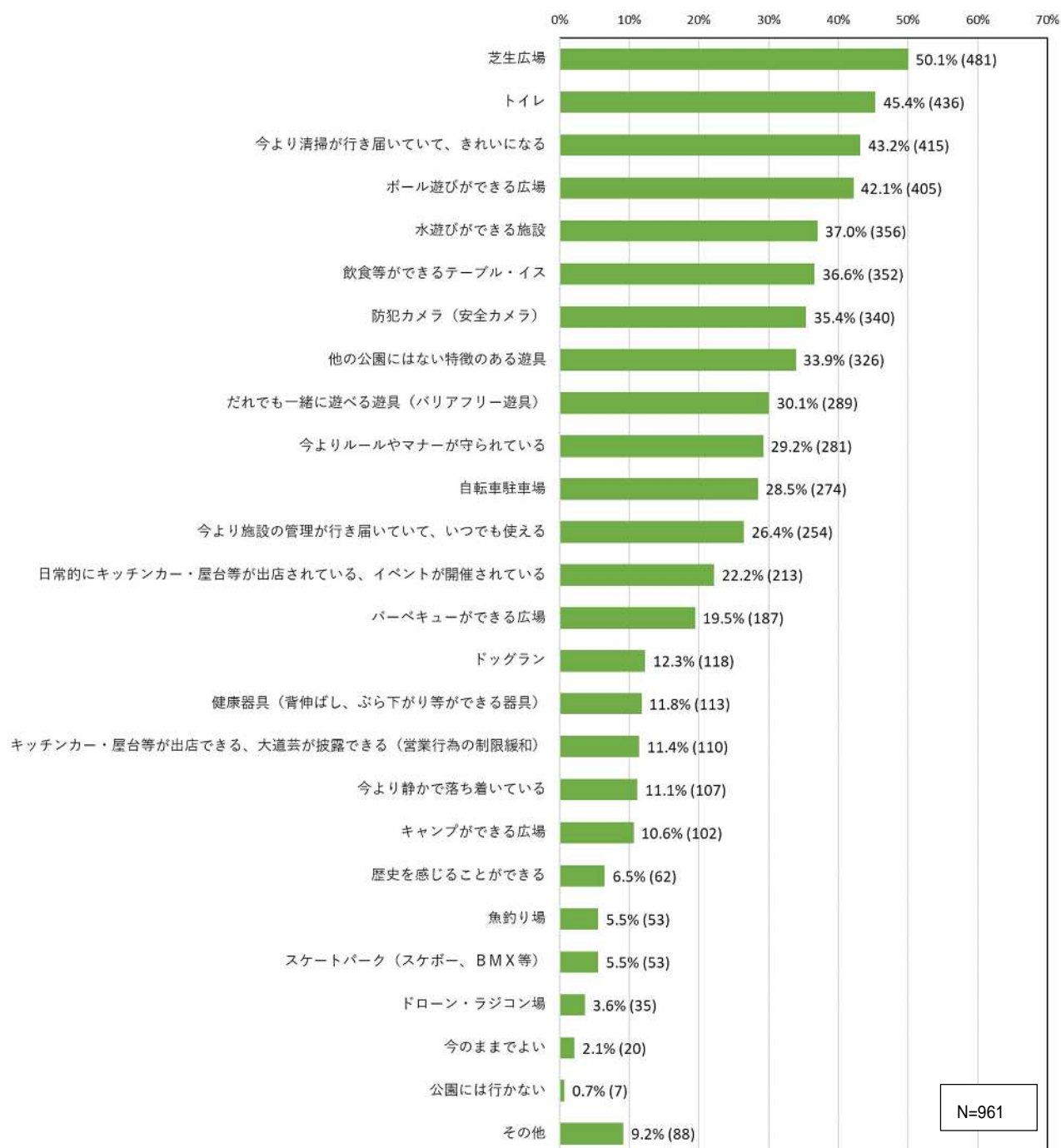


図 19 公園に希望・期待すること

関係団体ヒアリング調査

関係団体は、子ども・子育て関係団体、高齢者支援総合団体、障害者関係団体、環境関連ボランティア団体に対して、公園等の利用方法や要望をヒアリングしました。

表 12 団体種別ごとのヒアリング結果

団体種別	主な利用	要望の一例
子ども・子育て関係団体	集団遊び、外気浴、散歩、自然観察、探索活動、花見、休憩、地域活動(親子で遊ぼう会等)、運動会の練習、防犯・避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや洗面台の増設、トイレの洋式化、幼児用便座の設置 ・ボール遊び、多目的利用ができる公園 ・低年齢対応や日光で熱くならない遊具の設置、遊具の使用年齢表示 ・どんぐりなどの実の成る木の植栽 ・走り回れる広い広場 ・自然・四季を感じられる公園 ・段差解消や滑りにくい地面の整備 ・飛び出し防止柵の設置 ・監視カメラの設置 <p style="text-align: right;">等</p>
高齢者支援関連団体	介護予防体操、脳トレ体操、ウォーキング、情報交換、ラジオ体操、運動教室、体力測定会、ポッチャ、輪投げ、フォークダンス、盆踊り、自主活動(趣味など)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの洋式化、バリアフリートイレの設置 ・ベンチ等の休憩施設の増設 ・段差解消 ・走り回って遊ぶ子どもとの接触を避ける施設の配置 ・世代間交流ができるコミュニティ作り ・緑陰の形成 ・老朽化施設の改善 ・体操や集いの場として利用できる広い広場 <p style="text-align: right;">等</p>
障害者関係団体	ラジオ体操、散歩、トイレ、防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレのウォシュレットやユニバーサルシートの設置 ・車椅子から降ろし横になれるベンチの設置 ・障害を持つ子どもでも利用方法等がわかる、指文字やイラスト入りの遊具の表示板の設置 ・車椅子でも利用しやすいベンチの設置 ・帰宅呼びかけメロディが聞こえない聴覚障害者の子どもにも伝わる電光掲示板等の設置 ・障害の有無に関わらず利用できるユニバーサルデザインの遊具の設置等による公園のインクルーシブ化 <p style="text-align: right;">等</p>
環境関連ボランティア団体	区民公募自然観察会、環境保全・観察活動、緑と花の学習園の管理(草花の管理、作物づくり等)	<ul style="list-style-type: none"> ・大横川親水公園の万華池の生物多様性の維持 ・雑草の適切な刈り取り ・ピオトープに精通した専門家との連携による管理 ・老朽化施設の改善 ・不法占用、不法投棄の取り締まり ・東屋や樹木による日陰 ・緑が多く広々とした公園 <p style="text-align: right;">等</p>

住民意識調査

(ア) 生活環境評価

公園及び遊び場の生活評価は、前公園マスタープラン策定時(平成21(2009)年)まで各評価は横ばいでしたが、前公園マスタープラン策定後は、「良い」、「やや良い」が増加し、「悪い」、「やや悪い」が減少しました。

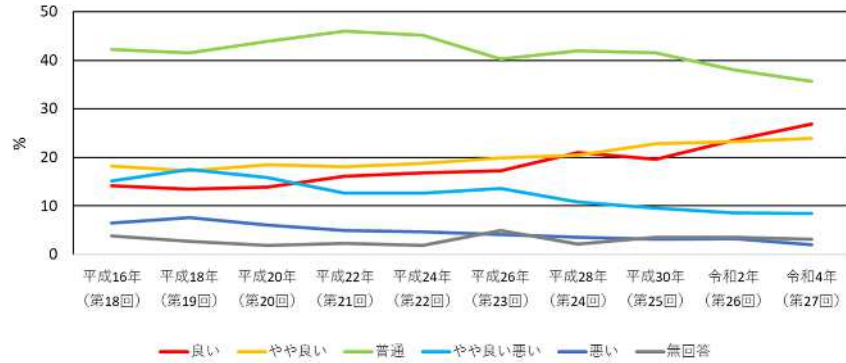


図5 生活評価(公園及び遊び場)の推移

(イ) 公園の利用頻度

区の17の施設に関して、利用頻度を聞いたところ、『週1回以上』は「公園・児童遊園」(17.5%)で最も高くなっていました。『月1回~2回程度』は「公園・児童遊園」(16.0%)で最も高く、『年1回~数回程度』は「公園・児童遊園」(22.4%)で最も高くなっていました。

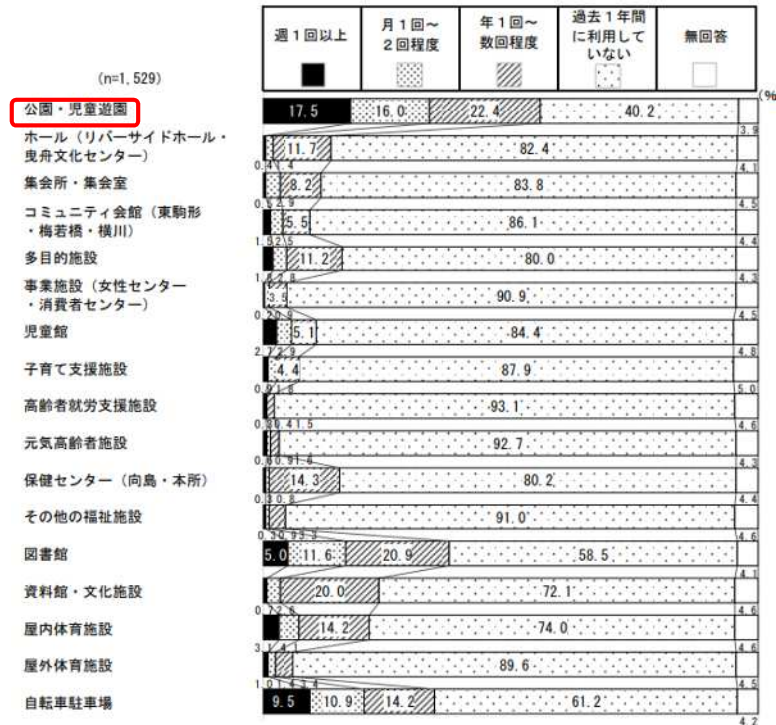


図5 区の施設の利用頻度

引用: 第27回墨田区住民意識調査結果(令和4年10月)

(ウ) 公園に求める施設

令和4年の住民意識調査において、公園に求める施設について聞いたところ、「ベンチなどの休憩ができる施設」(48.7%)が5割近くで最も高く、次いで「樹木や花壇などの緑化施設」(46.2%)、「多目的に利用できる広場」(43.4%)、「かまどベンチやマンホールトイレなどの防災施設」(25.0%)でした。

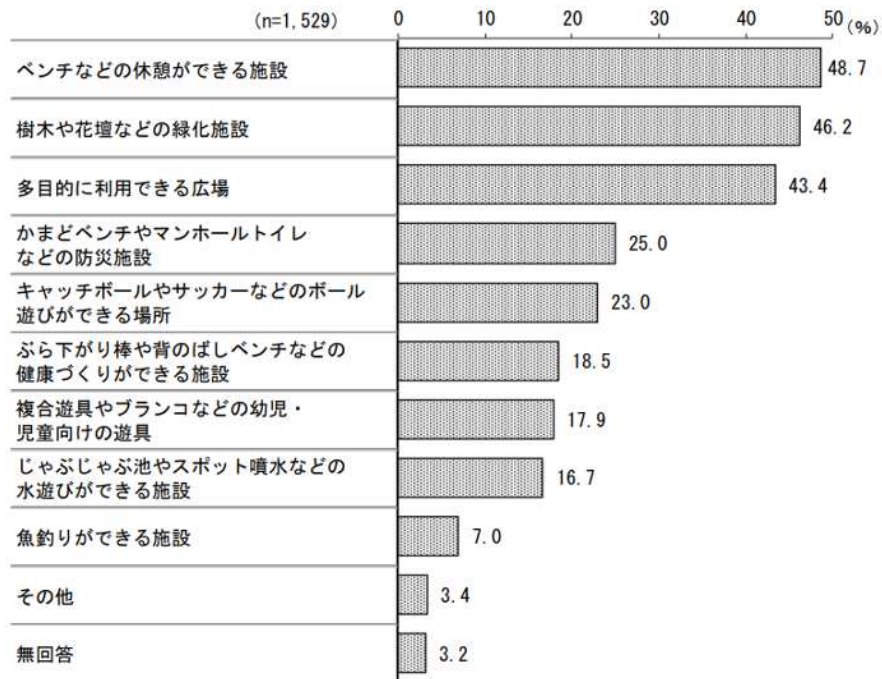


図 20 公園に求める施設

引用: 第 27 回墨田区住民意識調査結果(令和4年10月)

要望・陳情データ

前公園マスタープラン改定時（平成 22 年度）から令和 3 年度の 12 年間に区民から本区へ寄せられた、公園に関する要望・陳情を「水道」、「遊具」、「清掃」等の 10 つの категорияに分けて、年時ごとの推移を表 13、

図 21 に示します。

要望・陳情の件数は、最小で 338 件（平成 24 年度）、最大で 805 件（平成 27 年度）であり、平均は 624 件でした。

平成 26 年度までは、categoryの違いは比較的小さかったが、平成 27 年度以降は、「迷惑行為」が最も件数が多く、次いで、「樹木」又は「その他」、「管理施設」の件数が多くみられました。

・上位 4 分類の主な陳情内容は次のとおりです。

- 「迷惑行為」：禁煙、不法投棄、ボール遊び、夜間騒音等
- 「樹木」：剪定、落ち葉等
- 「その他」：清掃、動物関連等
- 「管理施設」：フェンス、園内舗装、浄化施設等

表 13 各年度の要望・苦情件数

年度	水道	遊具	清掃	照明	便所	樹木	迷惑行為	管理施設	不定住者	その他	合計
平成 22 年度	30	36	60	36	51	91	72	10	9	237	632
平成 23 年度	27	56	55	43	45	90	103	29	11	230	689
平成 24 年度	15	16	14	37	14	67	43	15	2	115	338
平成 25 年度	39	18	18	30	40	85	100	40	10	95	475
平成 26 年度	25	10	15	17	51	90	97	30	1	106	442
平成 27 年度	30	26	65	40	55	165	249	50	1	124	805
平成 28 年度	15	16	48	22	47	175	266	60	3	78	730
平成 29 年度	12	21	45	19	39	167	267	41	3	46	660
平成 30 年度	24	13	45	17	30	127	233	57	0	55	601
令和元年度	0	29	42	9	30	116	229	63	0	86	604
令和 2 年度	0	18	35	12	39	138	348	80	0	121	791
令和 3 年度	0	18	47	10	37	116	294	94	0	181	797

令和以降の「水道」は、「その他」に区分されている。

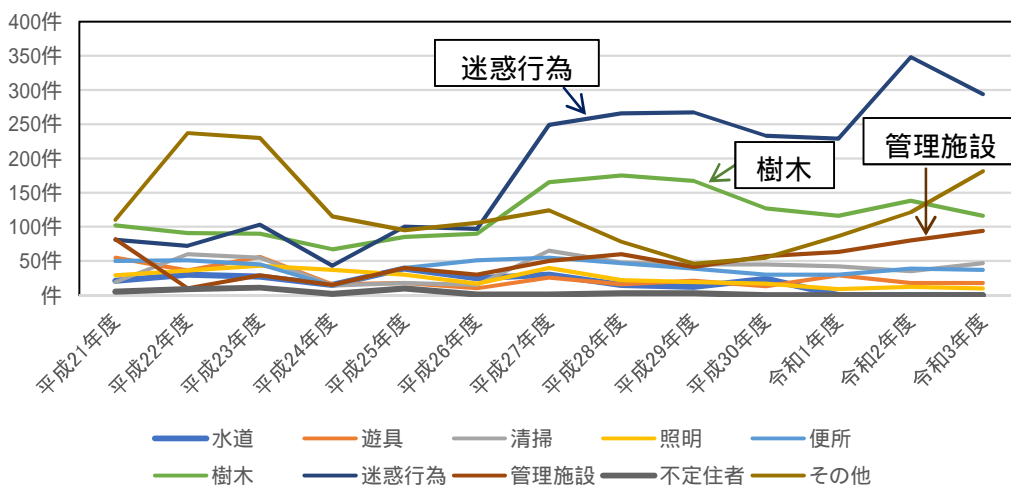


図 21 年度毎の要望・苦情の推移

2 前計画の概要

(1) 計画期間

平成7年～平成37年(令和7年)(30年計画)

平成21年度に中間改定

(2) 基本理念

すみだの表情をつくる ～人々のあたたかみと水と緑を感じる公園～

<基本理念の説明>

改定計画は、現行計画のテーマ「すみだの表情をつくる」を継承し、このテーマを実現するために、より具体的で現実性のある計画としてとりまとめ、公園の新規整備や既存公園の改修、管理運営を着実に進めるものです。

本区の公園は、水と緑のある景観や四季の潤い、江戸下町の歴史的景観など、すみだの様々な表情を創出しています。また、これら公園の植物や施設だけでなく、公園で活動する区民の様々な姿も「すみだの表情」であり、さらに地域のお祭りや花火大会なども、公園で行われ、活気あるまちを公園からつくっています。このように、公園のモノ、ヒト、コトにより、すみだの表情がつけられています。

したがって、改定計画では、公園における「すみだの表情をつくる」ため、新規整備や改修を行うとともに、人づくりや催し等により公園が地域コミュニティの拠点となり、まちが水と緑を感じ、快適な都市生活を送ることに貢献する公園を目指します。

引用：墨田区公園マスタープラン(平成22年11月)より

(3) 基本方針

- ア 基本方針 積極的に面積を拡大する
- イ 基本方針 質を向上する
- ウ 基本方針 区民とともに育てる

(4) これまでの主な実施状況

前計画における基本方針別の主な実施状況を表 14 に示します。

表 14 前計画における基本方針別の主な実施状況

項目	概要・目標	主な実施状況
<p>基本方針 積極的に面積を 拡大する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての区民が公園にアクセスしやすいよう公園面積の拡充を進めます。 中間改定以降の新規整備面積は 42.8ha です。  <p style="text-align: center;">おしなり公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> おしなり公園、旧中川水辺公園等の新設に伴い、アクセス不便地域を一部減少しています。 アクセス不便地域をおおむね解消するために定めた新規公園の整備拡充エリア 19 か所においては、1 か所のエリア内において土地を買収し、広場を新設しました。 (いちご広場、令和 2 年 4 月 1 日開園) 中間改定以降の新規整備面積は 7.8ha です。 (区域変更等により 0.2ha の面積減があるため、中間改定以降の公園面積は 7.6ha の増となります。)
<p>基本方針 質を向上する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園の質を向上し、機能を発揮させ、区民が快適に利用できるよう、改修を進めます。 様々な区民活動が行いやすくなるために、ニーズに応じた施設の追加や改修を積極的に進めます。  <p style="text-align: center;">梅若公園の説明板</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者に歴史や文化を伝え、公園の魅力向上を図ることを目的とした歴史文化公園整備(両国公園「勝海舟生誕の地」、露伴児童遊園「幸田露伴ゆかりの地」及び梅若公園「榎本武揚と梅若伝説」)を整備しました。 区を代表するレクリエーション拠点、イベント開催場所等によりリニューアルすることを目的に隅田公園、錦糸公園、旧中川水辺公園等を整備しました。  <p style="text-align: center;">錦糸公園</p>
<p>基本方針 区民とともに 育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園愛護協定等による区民参加の公園づくりの充実を図ります。 公園の規模等や利用内容に応じた柔軟な運営ができるよう、公園ごとの管理運営方針を作り、きめ細かな運営を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中間改定以降、公園愛護団体は 5 団体増加し、計 67 団体となりましたが、高齢化により活動が困難な団体があります。 住民参加型のワークショップ等を実施の上、公園再整備等を行いました。 都市公園法第 5 条に基づく自動販売機、リバーサイドカフェ、刀剣博物館等、民間活力を導入した実績はありますが、管理運営方針は作成していません。

3 改定の背景

平成7年の策定後、平成21年度に中間改定した前公園マスタープランは、平成37年（令和7年）までを計画期間としていましたが、次に掲げるように、社会情勢の変化やニーズの多様化の急速な進展、並びに法制度及び区の動向を踏まえた将来予測から、これらに対応するため、令和5年度に前倒しで改定することとしました。

(1) 社会情勢の変化

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

区は、令和3（2021）年度に、内閣府が実施する「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」において、SDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として「SDGs未来都市」に選定されました。

また、産業振興を基軸とし、環境や保健衛生とも連携した事業として、同年度に、「自治体SDGsモデル事業」にも選定されています。

「持続可能な開発目標」は、公園等に密接に関係するものも多いことから、公園行政を進める上で必要不可欠な視点です。



図 22 SDGs ロゴ

転写：国際連合広報ホームページより

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の 3,000 万種ともいわれる多様な生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。地球規模の広がりでは生物多様性を考え、その保全を目指す唯一の国際条約である「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」（日本は平成 5（1993）年 5 月 28 日に条約締結）では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

区は、ほぼ全域が高度に市街化されているため、生きものが生息できる空間が限られています。公園等における緑やオープンスペースは、区の生物多様性を保全するのみでなく、さらに向上させる役割が期待されています。

インクルーシブ

インクルーシブの意味は、「すべてを包括する、包みこむ」ことであり、障害の有無や性別、性的志向、人種などの違いを認め合い、全ての人々が互いの人権と尊厳を大事にしながら生きていける社会をインクルーシブ社会といい、共生社会と呼ばれることもあります。

インクルーシブ社会の実現は、SDGs の理念と非常に近いものであることを踏まえ、誰もが快適に活用できる公園の実現のため、公園等の整備・管理においてインクルーシブの視点を重視することが求められています。

図 23 ユニバーサルデザインに配慮した主な遊具の区分

- (1) 複合遊具（滑り台・登はん遊具・パネル遊具等の複合）
- (2) 滑り台
- (3) ブランコ
- (4) 揺動遊具（シーソー・スプリング系・スイング系等）
- (5) 回転遊具
- (6) クッション系遊具
- (7) 音を楽しむ遊具
- (8) 砂場
- (9) パネル遊具（微細な動き、パズル、迷路等）
- (10) 懸垂系遊具（ラダー・鉄棒等）
- (11) 登はん・バランス系遊具
- (12) ネット系遊具
- (13) ロープ遊具
- (14) 居心地の良い遊具（コージースポットなど）
- (15) 水遊び場
- (16) 自然遊び場（森の迷路・レイズド花壇・はらっぱなど）
- (17) 路上絵
- (18) 舗装材

注：この遊具区分は確定的なものではなく、「だれもが遊べる児童遊具広場」整備のガイドラインで便宜上区分したものである。

参考：東京都「だれもが遊べる児童遊具広場」整備のガイドラインより

ゼロカーボンアクション 30

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」((令和32(2050)年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。)を目指しています。

令和2(2020)年10月の2050年カーボンニュートラル宣言を受けて設置された「国・地方脱炭素実現会議」において、令和3(2021)年6月に、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策を示すものとして「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。このロードマップでは、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理しています。

ゼロカーボンアクション30の中に挙げられている「電気等のエネルギーの節約や転換」「ごみを減らす」「環境活動」といった項目は、公園等の整備・管理の中でも対応が求められるものです。

このことに関連して、区では、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3(2021)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

環境省
Ministry of the Environment
令和3年10月1日適用

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の購入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH(ゼッチ) 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池(車載の蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO₂の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜肴を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R(リデュース、リユース、リサイクル)</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

図 24 ゼロカーボン 30 のアクション

引用：環境省ホームページより

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/pdf/zerocarbonaction30.pdf>

自然災害と防災対策

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災をはじめ、台風の激甚化や局地的な降水量の増加が顕著になり、各地で自然災害による甚大な被害が発生しています。

近い将来、首都直下地震が東京を襲う可能性が高くなっていることを踏まえ、東京都では従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害へ備える「東京都国土強靱化地域計画」を平成 28(2016)年に策定し、「東京都国土強靱化地域計画」と整合を図りつつ、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民、都議会の提言等を可能な限り反映させた「東京都地域防災計画(震災編)」を令和 5年に修正しました。

区には荒川や隅田川をはじめ大小 8つの河川がある中で、海拔は低く、広い範囲が海拔ゼロメートル地帯(満潮時の海面よりも標高が低い土地)です。

また、区は、大正 12(1923)年の関東大震災等の地震災害でも大きな被害を経験しています。そこで「墨田区国土強靱化地域計画」を令和 4(2020)年に策定(翌年修正)し、公園については、施設の老朽化対策等を位置付けています。

このように公園は、緑やオープンスペース等を生かした延焼遮断機能、避難所機能、貯水機能、高台機能等の防災対策が期待されています。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

令和 2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人々のライフスタイルは大きく変化し、より豊かに生活することや多様な暮らし方・働き方を実現することが求められるようになりました。

これらを実現する有効な手法として、デジタル技術の重要性が再認識され、あらゆる政策においてデジタル技術を活用した課題解決・新たな価値創出が進められています。

公園行政としても、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用し、公園管理や公園利用の利便性向上等を図る新たな取組として、デジタルトランスフォーメーションの推進が求められています。

(2) 法制度の動向

都市公園法改正

都市公園法が平成 29(2017)年に改正され、公募設置管理制度(Park-PFI)の創設、保育所等の占用物件への追加(特区特例の全国措置化)等がなされました。

法改正の趣旨として、都市公園は、経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージから、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市・地域・市民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行すべきとされました。

新たなステージで重視すべき観点は次のとおりです。

- 観点 1 ストック効果をより高める
- 観点 2 民間との連携を加速する
- 観点 3 都市公園を一層柔軟に使いこなす

Park-PFI とは

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定するもので、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は設置管理許可期間、建蔽率等の特例措置がインセンティブとして受けることができる制度。

保育所等の占用物件への追加とは

国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として 保育所等の設置が可能。

国土交通省提言「都市公園新時代（～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～）」

国土交通省は、令和4（2022）年10月に「都市公園新時代（～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～）」に関する提言を公表しました。提言では、人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしています。

都市公園新時代に向けた重点戦略として、「新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする」「しなやかに使いこなす仕組みをととのえる」「管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる」の3つが掲げられたほか、施策の方向性として7つの取組が示されています。

こども基本法施行（子育て支援）

こどもの権利の擁護が図られ、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、同日にこども家庭庁が発足しました。

同法第3条（こども施策に係る基本理念）第3号では、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが示されています。

また、同法第5条（地方公共団体の責務）では、地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。

このように、国は「こどもまんなか社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

区では、「墨田区基本計画」の「暮らし続けたいまち」において「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げています。

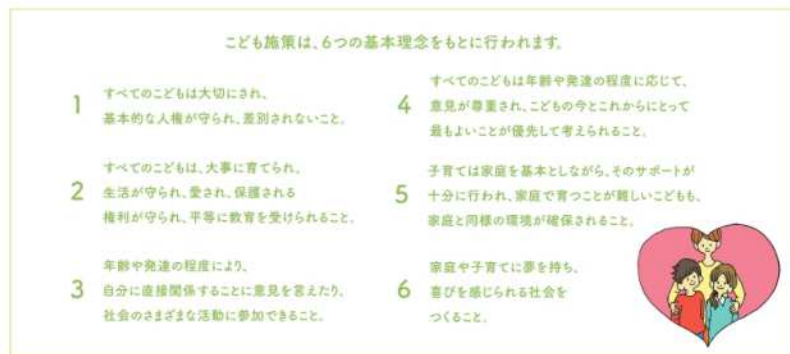


図 25 子ども基本法の6つの理念

引用：子ども家庭庁ホームページより

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

(3) 墨田区の動向

区の人口動態

区の人口は、平成22(2010)年の前公園マスタープラン中間改定時は約24万人でしたが、令和5(2023)年1月には28万人を突破しており、令和4(2022)年3月に策定した「第2期墨田区総合戦略・人口ビジョン」によると、令和12(2030)年に約28.9万人でピークを迎える見込みです。

将来人口推計を年齢3区分(年少・生産年齢・老年)で見ると、年少人口と生産年齢人口はおおむね令和12(2030)年前後まで増加するものの、その後減少、老年人口は令和7(2025)年以降一貫して増加が続き、令和22(2040)年には4人に1人が老年になります。

開発や鉄道立体化

区では、近年、都市開発や大規模な鉄道、道路、公園等の事業が進捗したことで、広域総合拠点や広域拠点における高度な都市機能の集積が進み、交通便利性の向上、うるおいあふれる魅力的な空間が形成されました。

大規模市街地開発事業や鉄道の連続立体化事業は、新たな公園用地を生み出す貴重な機会となり得ます。

大学開学

文花地区において、令和2(2020)年4月に情報経営イノベーション専門職大学が、令和3(2021)年4月に千葉大学墨田サテライトキャンパスが、それぞれ開学したことを受け、区では、両大学の知見を活用し、地域と大学が協働して地域課題の解決に取り組む「大学のあるまちづくり」を進めていくため、令和3(2021)年4月に「アーバンデザインセンターすみだ(UDC すみだ)」を設立しました。

本地区においては、墨田区基本計画に基づく「職・

住・学・遊」が調和したまちづくりを推進していく方針であり、その中で、公園に関する大学連携として、千葉大学では令和3(2021)年度にプレーパークの充実に向けた調査・研究が行われました。

また、大学キャンパスの緑のほか、あずま百樹園等の公園緑地とも連続し、緑豊かなエリアが形成されています。



図 26 大学の敷地と公園緑地

引用：墨田区ホームページより

4 課題及び解決の方向性

(1) 課題

前公園マスタープランの基本理念で掲げた公園を目指し、基本方針に基づき、公園等の積極的な面積拡大や質の向上、区民とともに育てることに取り組んできました。

その結果、旧中川水辺公園、おしなり公園などの水辺公園の新設、隅田公園や錦糸公園、大横川親水公園などの区を代表する公園の整備、公園愛護団体との連携による公園の管理、など、多くの成果を挙げてきました。

しかしながら、公園等の面積拡大については、水辺公園の新設は一定程度の進捗があるものの、区内全域が高度に市街化された本区において、新たな公園用地の確保は土地の売買のタイミングや土地所有者の意向に大きく左右されるため、想定よりも進んでいません。

区としても、再開発事業等の大規模開発によるまちづくりのタイミングを捉えて公園等の面積拡大を進めていますが、計画的に面積を拡大していくのは困難な状況です。

また、公園の質の向上については、再整備や遊具改修の際に地域住民等の意見を踏まえて遊具や施設の設置に取り組んでいますが、小さな公園が多い本区において、1つの公園に設置できる施設は限られており、多様化したニーズに対応することが困難であるとともに、滑り台、ブランコ及び砂場という、いわゆる三種の神器と言われる遊具を設置した画一的な公園等も多く残っています。

さらに、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化、都市インフラの整備により公園量の確保が一定程度進捗したことなどを背景に、「緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市・地域・市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行すべきとの考えが示され、新たなステージでの都市公園の再生・活性化を推進するため、平成29年に都市公園法が改正されました。

これらのことから、計画的に面積を拡大していくことは困難であること、既存公園等の質や機能の特性を活かせておらず、小さな公園では多様化したニーズに対応できていないことから、この状況に対応する必要があります。

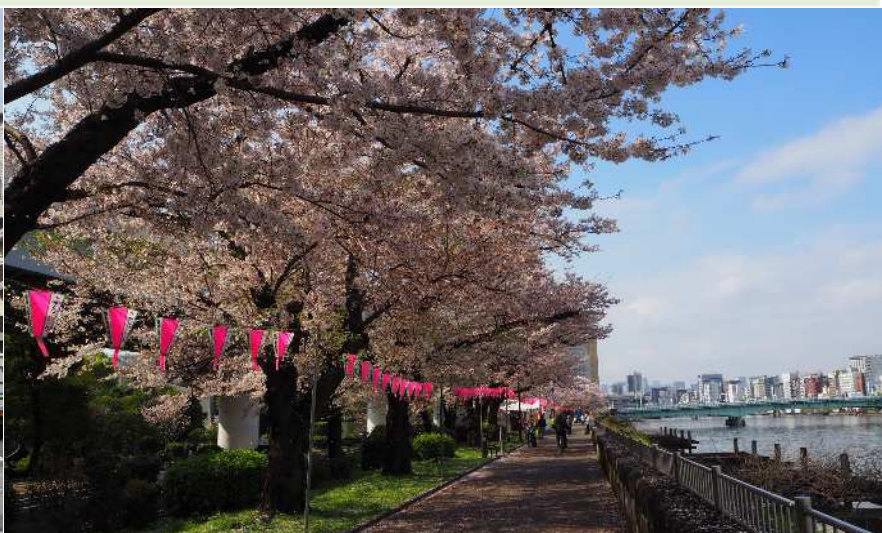
(2) 解決の方向性

公園の面積拡大に引き続き取り組んでいくことは必要ではあるものの、計画的に面積を拡大していくことが困難な本区においては、今ある公園を最大限に活用し、1つの公園だけでなく複数の公園で機能を分散・相互補完するなど、多様化するニーズの変化予測をしながら今よりも質や機能の特性を活かした、誰もが快適に利活用できる公園づくりを進めていく必要があります。

さらには、この公園づくりを進めるに当たっては、区民や民間企業などと連携の上、整備後に地域コミュニティの形成やにぎわい創出の場として使われ活きる公園を実現し、区全体の魅力や価値の向上につなげていくことも必要不可欠です。

第3章

目指す公園像及び 3つの視点



1 目指す公園像

みんなを健やかに、まちを魅力的にする、すみだの公園

区の公園行政の羅針盤である公園マスタープランでは、公園に求められるニーズの変化等を予測しながら、公園機能の分散や相互補完などにより、今ある公園を最大限に活用し、今よりも質や機能の特性を活かした、子育てしやすい公園を始めとする「誰もが快適に利活用できる公園」を実現し、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的としており、この目的を達成するための目標像を「目指す公園像」と位置付けました。

目指す公園像の内容としては、公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用するものであり、遊びの場や憩いの場、スポーツやレクリエーションの場など、利用者によってニーズは多様であることを踏まえ、誰もが快適に公園を利用できるようにするため、利用者の心や身体を健やかにする公園づくりを目指します。

また、公園が人と人とを繋いでいるまちの一部であることを踏まえ、区民や民間事業者などとの連携の下、公園を地域コミュニティ形成の場、にぎわい創出の場として今まで以上に活用することで、公園を核として周辺の方々の日常生活を豊かにし、まちの魅力を高め、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいと思うまちづくりを目指します。

以上のことから、目指す公園像を「みんなを健やかに、まちを魅力的にする、すみだの公園」としました。

2 目標設定

(1) 活動指標（公園等の面積の向上）

公園等の新設や既存公園の拡幅を行うことで、公園等を利活用しやすい人を増やすことができ、新たに公園機能が増えることとなるため、公園等の面積を指標とします。

なお、「第二次墨田区緑の基本計画」では、基本理念を実現するために3つの目標を掲げており、そのうちの1つ「目標3：水や緑のうるおいを感じられるまちづくり」では、「みどり率」を指標に用いていますが、「みどり率」の算出には公園面積も含まれることから、公園面積の拡充は、みどり率の向上にも貢献します。

・面積目標： m²

・対象箇所

○河川テラスの公園化予定地（北十間川、横十間、豎川）

大横川と豎川との合流部にある新辻橋西側の区域（江東橋一丁目1番先から江東橋五丁目11番先まで）

○大横川と豎川の合流部にある公園未編入地（緑四丁目2番先から江東橋一丁目1番先まで）

○隅田川沿い河川管理用敷地（両国一丁目12番先）

○隅田川沿川の大規模開発に伴う公園新設予定地（本所一丁目）

対象箇所の配置図を追加予定

(2) 成果指標(満足度及び愛着)

ア 公園等の満足度の向上

公園等の改修等を行い、公園等の機能の拡充や機能の相互補完を進めることで、誰もが公園を利活用しやすくなるように、公園等の満足度を向上させることを目標とします。そこで、公園住民意識調査における「生活環境評価 公園・遊び場」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合を指標とします。

「公園・遊び場に満足している(やや良い・良い)」区民の割合

○令和4年度時点の割合: 50.8%

○公園マスタープランの前期期間(令和13年度までの8年間)の目標値: %

○公園マスタープランの計画期間(令和23年度までの18年間)の目標値: %

出所: 墨田区住民意識調査

イ 墨田区への愛着の向上

「暮らし続けたいまち」、「働き続けたいまち」、「訪れたいまち」を推進することで、墨田区への愛着を向上させることを目標とします。

そこで、住民意識調査における「シティプロモーション 墨田区に愛着を持っていますか」で「どちらかと言えばそう思う・そう思う」と回答した区民の割合を指標とします。

「墨田区に愛着を持っている(どちらかと言えばそう思う・そう思う)」区民の割合

○令和4年度時点の割合: 87.0%

○公園マスタープランの前期期間(令和13年度までの8年間)の目標値: %

○公園マスタープランの計画期間(令和23年度までの18年間)の目標値: %

出所: 墨田区住民意識調査

3 3つの視点

目指す公園像を実現するための施策は、使う人や利用者のことを考えた「人」の視点、使用方法や利用目的のことを考えた「使用・利用」の視点、公園があることで利用者だけでなく周辺環境に影響する「場所・存在」の視点といった、公園を取り巻く3つの視点を踏まえる必要があります。

また、各視点において、目指す公園像の実現に向けて特に重要と考える視点を「重視する視点」に位置付けます。

視点1: 「人」の視点(重視するキーワード: 子ども・子育て世帯、高齢者)

視点1としては、公園は子どもから高齢者まで、障害の有無や区民が観光客かに関わらず、誰もが快適に利活用できることが重要であり、公園マスタープランの目的や目指す公園像を実現するためにも密接に関係するため、「人」の視点としました。

重視するキーワードとしては、令和5年4月「こども基本法」が全ての子どもが将来に渡って幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して施行され、国や都は、「こどもまんなか社会」の実現に向け大きく動き出しています。

区も「墨田区基本計画」において「暮らし続けたいまち」の中で「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げており、令和5年度には「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を策定していること等に鑑み、「子ども・子育て世帯」とし、さらに、区の将来人口推計では老年人口は、令和7年以降一貫して増加し、令和22年には4人に1人となることから、「高齢者」とします。

視点2：「使用・利用」の視点（重視するキーワード：健康・スポーツ、賑わい）

視点2としては、公園には、健康増進や運動の場、休養・休息の場、コミュニティ形成・活動の場等としての利用価値があり、視点1で挙げた「人」がどのように公園を使用・利用するのが重要であるため、「使用・利用」の視点としました。

重視するキーワードとしては、高齢者の健康寿命延伸や公園利用者の心身の健康増進の観点から「健康・スポーツ」、多様な活動による地域活性化の観点から「にぎわい」とします。

視点3：「場所・存在」の視点（重視するキーワード：環境、防災、景観）

視点3としては、公園には、生物の生息環境保全効果、緑の存在や美しい景観による心理的効果、延焼遮断の防災効果等の存在価値があり、公園があることで周辺の人や環境にどんな影響を与えるかという「場所・存在」の視点としました。

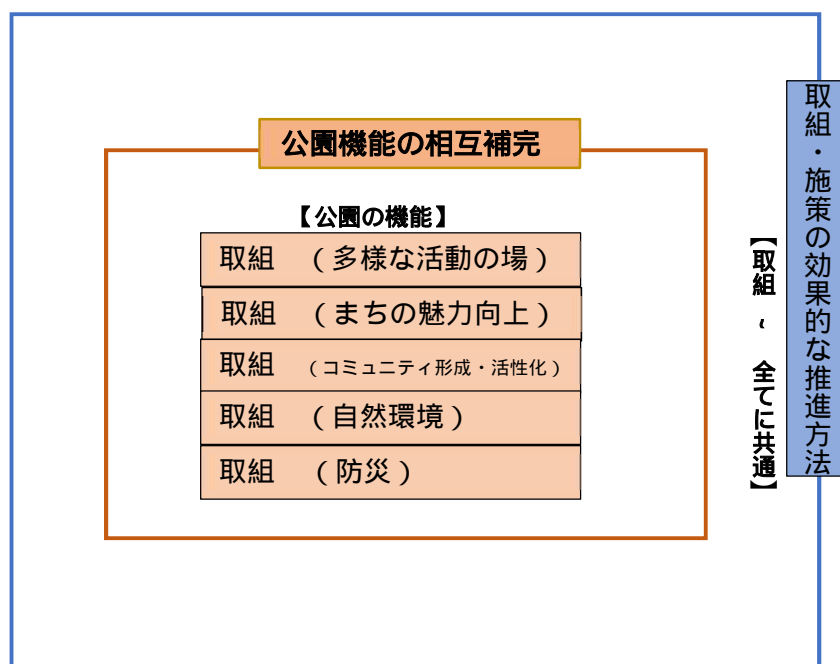
重視するキーワードとしては、自然環境の保全や省エネ・地球温暖化対策の観点から「環境」、大規模震災対策による区民の生命や財産を守る観点から「防災」とします。

第4章

取組、施策等



1 取組の体系



(1) 取組 ~

公園の機能に漏れが生じることなく、網羅的にするため、公園の機能（役割）として、多様な活動の場、まちの魅力向上、コミュニティ形成・活性化、自然環境、防災、の5つを分類しています。

(2) 公園機能の相互補完

今ある公園を最大限に活用するため、複数の公園を一つのまとまりとして、その中の各公園に休養や遊びなどの様々な公園の機能（取組 ~ ）を分散させた上で、互いに機能を補完させる仕組みです。

(3) 取組・施策の効果的な推進方法

民間活力及びDXの活用並びに公の関係機関との連携により、取組 ~ を効果的に進めていくための推進方法です。

2 取組、施策

「目指す公園像」を実現するための具体的な手段として、取組、施策を位置付けました。

これらの内容は、視点1~3の組み合わせるとともに、上位計画、前公園マスタープランの改定時以降の社会情勢の変化、これまでの検討内容等を踏まえて決めました。

表 15 取組、施策の一覧表

○：視点 ~ の内、「重視するキーワード1つ+視点1つ以上」に該当するものを優先施策としています。

番号	施策
取組 さまざまな人の多様な活動の拠点となる公園をつくります	
○ -1	子どもや子育て世帯が利用しやすい公園をつくる
○ -2	高齢者の健康寿命の延伸に向けた公園をつくる
-3	利用者の健康の維持増進に資する公園をつくる
-4	特徴のある遊具、芝生広場など、特色のある公園をつくる
○ -5	自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園をつくる
-6	インクルーシブな公園をつくる
-7	誰もが公園を身近に感じられるようにする
取組 歴史・文化、水辺など、すみだらしさをいかした、まちの顔となる公園をつくります	
-1	まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園をつくる
-2	歴史や文化をいかした公園をつくる
○ -3	水辺公園を中心とした水と緑のネットワークをつくる
取組 コミュニティを育て、まちのにぎわいをもたらす公園をつくります	
-1	まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園をつくる
○ -2	地域コミュニティの拠点となり、地域のにぎわいが生まれる公園をつくる
○ -3	公園におけるボランティア活動等の区民活動をサポートする
取組 まちの緑や生きものを育み、環境にやさしい公園をつくります	
-1	まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる
-2	自然の特長やはたらきを活用した公園をつくる
○ -3	緑や生きものを身近に感じられ、緑を育てる拠点となる公園をつくる
取組 災害に強い安全なまちづくりに寄与する公園をつくります	
○ -1	身近な防災活動の拠点や避難場所等として活用できる公園をつくる

取組 1 (多様な活動): さまざまな人の多様な活動の拠点となる公園をつくります

施策 -1: 子どもや子育て世帯が利用しやすい公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども基本法が施行されるなど、社会全体として子ども施策の推進が求められています。

公園は、子ども達が身体を動かして自由に遊ぶことができるオープンスペースであり、子育て世代や保育園等にとっても貴重な空間であることから、子育て支援は公園の大切な役割です。

このため、子どもや子育て世代が公園をより利用しやすくなるように、乳幼児や児童向けの遊具のほか、どんぐりなどの実のなる樹木、砂場や水遊び場等、子どもを対象とした施設等の整備を進めます。

また、これらの施設等の整備にあたっては、近隣の小学校や保育園などにアンケートするなど、子どもの声を踏まえた上で、整備を進めます。

施策 -2: 高齢者の健康寿命の延伸に向けた公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

区の将来人口推計によると、今後も高齢化は進んでいくとみられていることから、公園を活用した高齢者の健康づくりのための運動の促進等は、公園の重要な役割と考えます。

このため、公園が健康寿命の延伸に資するように、高齢者向けの健康遊具の設置や休憩などができる憩いの場の整備のほか、保健関連部署との連携による健康器具が設置されている公園同士を結ぶ散歩コースの設定など、高齢者の心身の健康増進やコミュニケーションの場の形成に資する公園づくりを進めます。



図 27 緑陰と健康遊具の例(八広公園)

施策 -3：利用者の健康の維持増進に資する公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

公園は、休養・散策、スポーツ、レクリエーション活動等ができるオープンスペースであることから、訪れた人の心と体の健康の維持増進は公園の重要な役割と考えます。

また、公園には24か所のラジオ体操広場があり、子どもから高齢者まで、多くの方が健康の保持や増進等の健康づくりを目的に利用しています。

このため、これらの活動に利用できる運動施設やレクリエーション施設の整備を進めるほか、「歩く、話す、自然を感じる」など、区民が自然と健康づくりに取り組めるゼロ次予防を意識した整備を進めます。

施策 -4：特徴のある遊具、芝生広場など、特色のある公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

小規模な公園については、ともすると画一的な施設内容の公園が多数できてしまうことがあります。近年では公園の機能や役割に対するニーズが多様化、高度化してきており、芝生広場、ボール遊びができる広場、水遊びができる施設など、他の公園にはない特色ある遊具等の施設整備が求められており、これに応える施設を備えた公園を提供することが重要です。

このため、「計画の特徴」に示す機能の相互補完においては、多くの公園に求められる機能の配分に併せ、それぞれの公園が特色を出していけるように、地域ニーズに対応しつつ特徴的な遊具、ボール遊び広場、水遊び広場等個性的な施設の配置を検討していきます。また、ドッグランの設置を検討していきます。



図 28 芝生広場の例(隅田公園)、個性的な遊具の例(両国公園)

施策 -5：自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

公園は、健康運動やレクリエーションなどの活発な利用に併せて、散策や休憩などリラックスした利用に応える整備が大切です。

このため、「計画の特徴」に示す機能の相互補完においては、小規模な公園の中には動的な利用をする機能を縮小して静けさを維持する公園を配置するとともに、規模の大きい公園ではゾーンとして位置付け、運動施設や広場との間を植栽で遮蔽したり高低差を付けたりして区分するとともに、高木による緑陰を形成したり、ベンチ等の施設を設置してこれらのニーズに応えます。



図 29 緑陰とベンチのある憩いの場の例(立花公園)

施策 -6：インクルーシブな公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

インクルーシブ（多世代、多文化共生）の視点は、区のインクルーシブ社会実現に向けて、その重要性が増してきています。公園に関しても、誰でも快適に使える公園づくりを目指すことが大切です。

このため、年齢、文化の違い、障がいの有無にかかわらず利用できる公園のユニバーサルデザイン化を進めます。

具体的には、障がいの有無に関わらず全ての子ども達が遊べるインクルーシブ遊具の選択や、園路・出入口等の段差解消等のバリアフリー化、外国人の利用などの多文化共生に対応したサイン等の整備を行います。

また、トイレについては、「墨田区公園等公衆トイレ改築計画」に基づき、だれでもトイレ(多目的トイレ)の設置を含め、利用状況や公園以外の公衆トイレの配置も踏まえつつ、必要なものから順次改築を進めます。

さらに、障害者福祉の観点から、障害者による緑化や清掃活動を受け入れていきます。

施策 -7：誰もが公園を身近に感じられるようにする



関連する SDGs17 の目標：

(ア) 公園的空間との連続性を生かした公園をつくる

まちづくりにおいて公園は、単独でその機能を発揮するだけでなく、公園に近い存在である水辺空間、民有のオープンスペースなどにつながり一体的に利用できるようにしたり、水面や民有の樹林地を公園の背景としたりすることによって、利用者にとっては公園単体以上の広がりを持つ公園的な空間を得ることができます。公園の側からも、近隣の水辺やオープンスペースとの連続性を確保していく取組が大切です。

このため、柵や遮蔽植栽を撤去したり、利用できる公園的空間への連絡口を設置したりするなど、公園の周囲の空間とのつながりを意識した整備を行い、利用者にとっての公園的空間を広げていきます。



図 30 公園と公園的空間が連続する例(八広第二児童遊園)

(イ) 新たな公園を確保する

都市部である本区においては、新たな公園の確保が難しい環境にありますが、区民にとって気軽における身近な公園が十分に確保できていない現状を踏まえ、機会を捉えて公園の確保に努めることが大切です。

新たな公園確保の機会としては、河川テラスの整備による可能な区域の公園化、市街地再開発事業等の面整備における立体都市公園を含む新規公園の確保、荒川・隅田川のスーパー堤防等整備における新規公園の確保などが考えられます。また、遊休となっている公有地を公園化したり、既存公園の隣接地を買収して加えたりする方法も考えられます。

なお、新たな公園の整備は、周辺に既設の公園が少ない地域を優先し、誰もが公園を身近に感じられるようにします。

(2) 取組2(まちの魅力向上): 歴史・文化、水辺など、すみだらしさをいかした、まちの顔となる公園をつくります

施策 -1: まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

(ア) まちのシンボルとなる公園をつくる

大規模な公園を地域のシンボルとして整備したり、小規模な公園でもシンボルとなる水辺、樹木、モニュメント、歴史遺産等を生かしたりすることは、公園がまちのにぎわいづくりの拠点になるとともに、区民の愛着の醸成や観光客の誘致にも役立ちます。

このため、魅力的な水辺空間を創出したり、公園内のシンボルツリー等を保全したりして、利用者の鑑賞等に供する整備を行います。また、周囲の土地利用や景観と合わせ、特有のシンボリック景観を有している場所は、その構成要素となる公園内の植栽やデザインを良好に維持していきます。



図 31 シンボル公園の例(左:隅田公園、右:錦糸公園)

(イ) 魅力的な都市景観を形成する公園をつくる

水や緑とオープンスペースを主体とした空間として都市に溶け込み、すみだを代表する都市景観の一部を形作ることは、公園の大切な役割です。

このため、公園の整備においては、公園内はもとより公園内から公園外の水面や緑地等の景観との一体性も考慮していきます。



また、公園は、その外観自体が良好な都市景観づくりに重要であることから、公園整備や維持管理において魅力的な都市景観を創出・維持するよう努めます。

一例として、北十間川、隅田公園観光回遊整備事業の一環で整備した隅田公園では、河川、道路、鉄道高架下と一体的に整備することにより、周辺地域への回遊性を向上させるとともに、まちの顔となる新たな賑わい空間を創出しました。



図 32 公園、河川、道路、鉄道高架下の一体的整備による魅力的な都市景観(隅田公園ほか)

施策 -2：歴史や文化をいかした公園をつくる

関連する SDGs17 の目標：

地域にまつわる歴史・文化の継承、歴史的資源との一体整備、歴史や文化を伝える公園づくりは、区民の教養・愛着等の醸成に役立つほか、まちのにぎわいづくりや観光客の誘致に活用されます。このような取組により区の歴史・文化資源を適切な保存・活用につなげていくことは、公園の大切な役割です。

このため、公園内に保存されている歴史・文化資源は、原則として現状を維持し、利用者の体験や鑑賞等に供する整備を行います。また、周囲の土地利用や景観と合わせ、特有の歴史的景観を有している場所は、その構成要素となる公園内の植栽やデザインを良好に維持していきます。



図 33 江戸時代の庭を継承している公園(旧安田邸園)

施策 -3：水辺公園を中心とした水と緑のネットワークをつくる



関連する SDGs17 の目標：

河川が外周や区内を縦横にめぐる環境は、区の特徴です。公園は、この特徴を生かし、まち歩き観光の回遊性向上など、親水性と安全性を備えた『水都すみだ』の再生に大切な役割を持っています。

このため、河川空間の一体性や連続性を、水と緑のネットワーク形成に生かすよう、河川テラスなど可能な区域を公園としていきます。

また、ネットワークの形成により回遊的な利用が可能になることから、観光資源やウォーカブルシティとしての活用、区民の散歩・ジョギング等の健康づくりにも生かしていけるよう整備するとともに、利用者には回遊ルートを紹介するなどの利用プログラムを提供していきます。



図 34 水と緑のネットワークの例(旧中川水辺公園)

(3) 取組3 (コミュニティ形成・活性化): コミュニティを育て、まちのにぎわいをもたらす公園をつくります

施策 -1: まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

区に居住していない人々、例えば区で生まれ今では区を離れて生活している人々等(関係人口)、区を訪れる観光客、区に通勤して働く人々、ビジネス目的で区を訪れる人々等(交流人口)が、人と会ったり、観光の対象や、休憩したり食事をしたりする場所等として公園を利用しています。このように公園は「訪れたいまち」を実現するために大切な役割を持っています。

このため、このような利用の受け皿となる公園は、区を訪れる人々が増加し、それに伴い区民との様々な交流の機会が生まれるよう、ウォークブルシティ制度との連携等も検討しつつ、対話など来街者と区民とが交流しやすい空間や、仕事上の休息の場の提供等により、これらの利用者のニーズを満足し、快適に利用できるものとしていきます。



図 35 交流の場の例(隅田公園)

施策 -2: 地域コミュニティの拠点となり、地域のにぎわいが生まれる公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

公園は、緑豊かな環境の下、誰でも利用できる公共のオープンスペースとしての特性を持つことから、人々が集い、様々なイベントやラジオ体操などを行って、まちのにぎわいをもたらすために大切な役割を持っています。

このため、にぎわいづくりの適地に公園を確保するとともに、地域コミュニティの拠点となるよう既存の公園を活性化するため、近隣の商業施設等と連携するなどして、魅力あるイベントを提供します。

また、利用者へのサービスを充実するため、DXを活用したきめ細かな情報を提供するとともに、イベント等公園管理者と利用者が接する場所に電源を確保したり、にぎわい作りを助けるよう参加者を誘導したりして、サポートしていきます。



図 36 イベントの開催例(錦糸公園)

施策 -3：公園におけるボランティア活動等の区民活動をサポートする

関連する SDGs17 の目標：



区の公園愛護会等のボランティア等の管理組織は一定数に達していますが、組織の高齢化が進み、活動が困難になる団体も見られます。公園は、その整備・管理の様々なステージで区民が参加することにより、協働・共創による緑化を推進する大切な役割を持っています。

このため、若年層をはじめとする区民の参加を促す取組を検討していきます。また、公園で活動する区民のニーズを的確に把握し、活動場所の確保や用具の貸出等、必要な支援を行っていきます。

(4) 取組4 (自然・環境): まちの緑や生きものを育み、環境にやさしい公園をつくります
施策 -1: まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

(ア) まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる

公園は水や緑等の自然資源を主体にした施設です。公園の確保と適切な維持管理によって、高度に市街化した区内では貴重な自然環境を保全・創出し、生物の生息・生育空間や移動経路の一部となることで、生物多様性の損失を食い止め、回復させるネイチャーポジティブの実現は、公園の大切な役割です。

このため、植物や水面等の既存の自然資源を適正に保全するとともに、新たな緑化を進め、生きものの移動を助けるような水と緑のネットワークの形成につなげていきます。



図 37 生きものの移動を助ける水と緑のネットワーク(大横川親水公園)

(イ) 環境にやさしい公園をつくる

本区は、令和3(2021)年度に「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」に選定され、SDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市に位置付けられています。さらには、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3(2021)年10月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を表明しました。

これらのことを踏まえ、公園でも夏季の猛暑が著しくなり、屋外空間を主とする公園においても熱中症の危険性が増すなどの地球温暖化等の環境に影響する課題に対応し、持続可能なまちづくりに向けてその役割を果たしていくことが求められています。

そこで、カーボンニュートラルの推進の一環として、温室効果ガス吸収源となる植物により緑陰の確保や土地や構造物の被覆を進めるとともに、遊具等直接手に触れる金属等への遮熱性塗装や、環境舗装の導入等を進めます。

また、公園の施設においては、省資源・省エネルギーに資するための園内灯 LED 化、リサイクル材を使用するなどの環境に配慮した素材の遊具、ベンチ等を設置していきます。



図 38 緑陰の例(白鬚公園)

施策 -2：自然の特長やはたらきを活用した公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。公園は、水や緑を資源として、多様な機能を発揮する社会資本の一つであることから、例えば雨水の浸透による洪水の抑制、植物の CO₂ 吸収による温室効果ガス削減、良好な景観形成や健康増進等によりグリーンインフラの機能を発揮することが大切です。

このため、公園の整備・管理においては、グリーンインフラとしての機能に着目し、これを生かせるよう考慮していきます。

施策 -3：緑や生きものを身近に感じられ、緑を育てる拠点となる公園をつくる



関連する SDGs17 の目標：

(ア) 緑や生きものを身近に感じられる公園をつくる

市街化が進み自然資源に乏しい区にあっては、公園は自然環境の保全・創出の取組によって、生きものを観察する機会や自然とふれ合える機会を与え、貴重な環境教育・環境体験学習の場となる大切な役割を持っています。

このため、河川空間など公園の自然資源を活用して、かいぼりイベントやバードウォッチングなどの自然観察や農業体験の場としての整備、利用プログラムを検討していきます。



図 39 緑や生きものを身近に感じられる公園の例(旧中川水辺公園)

(イ) 緑を育てる拠点となる公園をつくる

公園は、植栽の充実と適切な維持管理により、新たな緑を生み出す場として、区の緑を育てる拠点となる大切な役割を持っています。

このため、区の緑化推進の拠点として、緑化植物の育成や緑化技術の普及を担う緑と花の学習園をはじめとした公園を整備・運営するとともに、各公園の緑化に努め、緑豊かな空間を創出していきます。



図 40 緑と花の学習園

- (5) 取組5(防災): 災害に強い安全なまちづくりに寄与する公園をつくります
施策 -1: 身近な防災活動の拠点や避難場所等として活用できる公園をつくる



関連する SDGs17 の目標:

- (ア) 災害時の拠点となる公園をつくる

公園は災害に強い安全なまちづくりのため、都市のオープンスペースとして、災害時の避難地や避難路、復旧支援の拠点として重要な役割を担っています。

このため、既存の公園の避難場所等としての機能を充実していきます。

また、公園の植栽は、大震火災等の延焼防止に役立つよう、樹種の選定や配植を考慮していきます。

さらに、区は、地形的に水害や津波被害の危険性が高い地理的特性を有しており、これらの災害による被害を回避・低減する方策として、公園においても市街地整備事業等と連携して、高台まちづくりに寄与する公園の整備を検討していきます。



図 41 広域避難場所にしてされている公園の例(荒川・四ツ木橋緑地)

- (イ) 災害時対応施設を充実させる

公園が一時集合場所や避難場所として機能するためには、災害時の様々な制約下において、避難した人々が一時的に生活することができるよう、最低限の機能を有しておく必要があります。

このため、例えば避難者誘導用のサイン、食事を作る煮炊きができるかまど、仮設トイレ、ソーラー照明灯の設置や、案内サイン等にQRコードを設置することによる避難誘導情報の提供などが考えられます。公園の整備、再整備にあたっては、周囲の市街地の特性等を踏まえ、これらの適切な防災施設を配置します。

また、平常時においてもこれらの施設が利用できたり、平常時の利用の支障にならないよう、サインは公園の案内板として、かまどはベンチとして利用したり、トイレはマンホールの形態にして広場として利用できるようにするなど、フェーズフリーの考え方を導入していきます。



マンホールトイレ(曳舟やすらぎ公園)



収納ベンチ (曳舟なごみ公園)



かまどベンチ

図 42 防災時対応施設の例

(ウ) 防火水槽を改修する

公園内には占用物件として防火水槽が令和5年4月1日時点〇箇所あります。老朽化しているものが多いため、防火水槽がある公園を改修する際には、必要に応じて、防災部署等の占用者に防火水槽の更新等を促していきます。

3 公園機能の相互補完

公園機能の相互補完を推進していく上で基本となる考え方は、次の ～ のとおりです。

既存公園の規模、配置等を最大限に活かすため、公園の新規整備、改修整備、管理運営方法等を計画する際は、原則、複数の公園を一つの単位として計画します。

公園は、大規模であれば様々な機能を持たせることができますが、小規模な場合は担える機能は限定的となってしまいます。

また、小規模な公園ほど周辺の土地利用や自然環境に応じて求められる機能が変わってきます

そこで、複数公園の単位の設定や機能の位置付けに当たっては、規模だけでなく、立地条件も含めて検討するとともに、各公園が持つ存在価値、利用価値を踏まえ、適切に配置するよう配慮します。

【複数公園の単位設定の際に考慮する項目】

- ・ 公園の規模
- ・ 公園の配置バランス
- ・ 周辺にある都立公園、河川、公開空地等の公園的な空間

複数公園の単位の設定には、公園数ごとに必要な機能は変わってくるため、次のとおり階層を設けます。

- ・ チーム： ～ 程度の公園
- ・ グループ： ～ 程度のチームの公園
- ・ ブロック： ～ 程度のグループ
- ・ エリア：区北部と南部に分けた2エリア
- ・ 最上層：区内全公園 都立公園は除く。

全公園に共通して必要な機能（例、園内灯、ベンチなど）を除き、各階層に適した機能をそれぞれ位置付けます。

例：ブロックごとに の機能を配置する。エリアごとに の機能は必要である。等

機能の配置	公園機能補完関連図
区内で1つ	
南北の各エリアに1つ 80公園程度に1つ(1エリア:2~3ブロック)	
ブロックに1つ 60公園程度に1つ(1ブロック:2~3グループ)	
グループに1つ 20公園程度に1つ(1グループ:2~4チーム)	
チームに1つ 5公園程度に1つ(1チーム:1~5公園)	

階層ごとの機能配置イメージ

複数公園の単位の設定に当たっては、その区域内の公共又は民間のオープンスペース、河川の水面を含む水辺空間などの公園的な空間を、公園の機能の補助的要素として考慮

することで、全ての区民が公園までの距離を遠く感じることはないように配慮します。

公園の新規整備、改修整備等を計画する際は、その公園周辺の区民だけでなく、同一単位内の区民、企業、団体、学校等のステークホルダーと連携して計画を策定していきます。

公園が少ない地域においては、区民の公平性や利便性の観点から、優先的に公園を新設していきます。

機能相互補完（案）



4 取組・施策の効果的な推進方法

取組・施策を効果的に進めていく上で基本となる考え方は次のとおりです。

推進方法 : 民間活力の活用

関連する SDGs17 の目標 :



(ア) 区民との協働をより一層進めます。

1) 公園整備

公園の新設や全面改修を行う際には、地域住民と共に公園のゾーニングや設置する遊具等の検討を行うワークショップを行う場合や、地域団体、小学校・保育園等へアンケートを行い、得られた地域住民のニーズに合わせた整備案を検討する場合があります。

今後は、誰もが快適に公園を利活用できるよう公園機能の分散や機能の相互補完を前提とした公園のグループ化を行うため、ある程度区としての考えを示すことにはなりますが、今後も区民と共に整備案の検討を進めることで、より一層公園に対する愛着を区民に持っていただけるよう公園の整備を進めていきます。

2) 区民等による公園の維持管理

第2章で紹介したとおり、区では公園等愛護協定に基づく地域団体による公園清掃が行われている公園や、区民・地域団体等による花壇管理が行われている公園が多数あります。

今後も愛護団体等との意見交換や資材の提供等を適切に行い、区民と共により良い公園環境の整備を進めていきます。

また、前述したとおり、公園を整備する際には地域団体や小学校・保育園等と整備案の検討をするため、その際に公園愛護への参加や花壇管理について案内等を行うことで、より一層区民参加の公園管理を進めていきます。



図 43 公園ボランティアによる花壇管理の例(中川かわせみこども広場)

(イ) 公園利用者の利便性向上や財政負担軽減の観点から、都市公園法に基づく設置管理許可制度や地方自治法に基づく指定管理者制度等の活用を検討します。

1) 設置管理許可制度

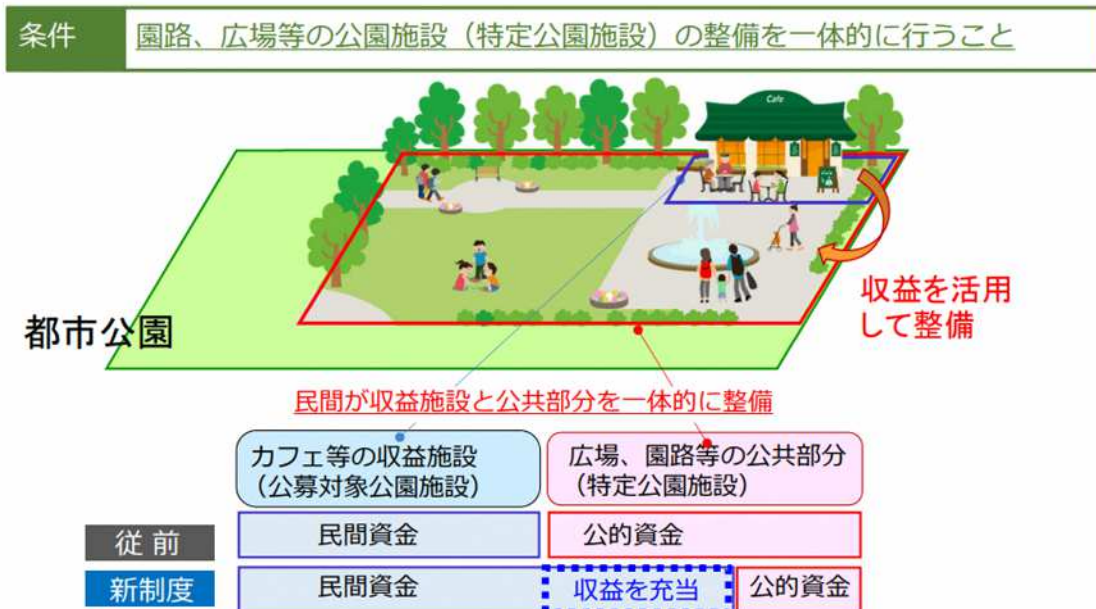
設置管理許可制度とは、都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に飲食店等の便益施設や運動施設、教養施設等の公園施設の設置管理を許可できる制度です。この制度で許可される期間は最長で10年ですが、更新も可能です。

墨田区では、墨田川緑道公園にあるカフェや錦糸公園にある墨田区総合体育館、旧安田庭園にある刀剣博物館等が本制度を用いて設置された公園施設です。

2) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

公募設置管理制度とは、前述した設置管理許可制度の特例措置であり、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられました。

この制度では、施設の設置者は、設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、建ぺい率の緩和措置(+10%)や設置管理許可期間の緩和措置(最長20年)が適用されます。



3) PFI

PFIとは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくものであり、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

4) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること』を目的に、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度として、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度です。

墨田区では、令和7年度から隅田公園の一部において指定管理者制度を導入することとしました。墨田区立公園での指定管理者制度の導入は隅田公園が初であり、指定管理者が設置管理許可制度により設置する便益施設と併せて運用することにより、公園利用者の利便性を向上させるとともに、公園の魅力の更なる向上を図れるものと考えています。

5) 包括的管理委託

包括的管理委託とは、公園の維持管理に際し、公園清掃やトイレ清掃、植栽管理等の業務ごとにそれぞれ頻度等を定めた仕様発注を行うのではなく、地域ごとに包括的な維持管理を複数年度に渡って性能発注し、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を活用して維持管理することで、区が求める要求水準以上の高水準で維持管理すること目的とする管理委託です。

6) ネーミングライツ

ネーミングライツとは「公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと」をいいます。具体的にいうと、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスです。

ネーミングライツにより区が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることができるため、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行うことができるほか、民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ることができます。

(ウ) 区と包括管理協定を締結している情報経営イノベーション専門職大学(iU)や千葉大学、公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」と連携します。

iUとは令和4年度からAI分析による住民参加型の公園管理についての調査研究を、千葉大学とは令和4年度から効果的な公園の利用案内看板についての調査研究を進めています。

また、UDCすみだとは、あずま百樹園の再整備において、学生ならではのアイデアを募る「アーバンデザイン・アイデアコンペ」による公園トイレの設計や、使用材料の選定など、連携して設計や施工を行っています。

今後も引き続きiUや千葉大学、UDCすみだと連携し、よりよい公園づくりに向けた調査研究を進め、公園整備や管理運営に活かしていきます。

推進方法 : DXの活用



関連する SDGs17 の目標 :

各取組を進めるに当たっては、公園の整備・管理運営の合理化やコスト縮減を実現するとともに、利用者サービスのさらなる向上を図るため、デジタル技術を活用する DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

DX の活用例として、等が考えられます次のような活用が考えられます。

- ・公園等通報システム
- ・クラウド型の防犯カメラによるデータの一元管理・蓄積データの AI 解析による利用実態の把握
- ・案内サイン等にQRコードを設置することによる避難誘導情報の提供
- ・公衆無線 LAN（地域 BWA）

推進方法 : 行政機関やインフラ企業との連携



関連する SDGs17 の目標 :

各取組を進めるに当たっては、国や東京都の行政機関に加え、ガス、電気、通信等のインフラ企業による公園に係る工事等がある場合には、公園の復旧方法等を協議する上で、公園づくりに寄与する復旧等ができるよう連携していきます。

第5章

管理運営



1 維持管理

(1) 施設の維持管理

区は、平成 22 年度に公園施設長寿命化計画を策定し、厳しい財政状況の下、計画に基づく安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコスト縮減に取り組んでいます。このため、今後ともこの取組を継続するとともに、快適に公園を利用できるよう、施設の老朽化に対応した更新等を行うほか、園路や広場の凹凸や段差の解消、遊具等の定期的な点検、公園の清掃等の維持管理をきめ細かく行っていきます。

また、ほとんどの公園が 24 時間利用可能であり、周囲に開かれた空間であることから、犯罪の温床になる危険性を持っています。このため、照明の確保や植栽の適切な剪定、刈込みによって暗がりや見通しを確保したりします。

さらに、子どもの安全に特に配慮するため、保護者等が見守ることができるよう、遊具とベンチの配置を工夫するなど、見守りができる仕組みを検討します。

(2) 植物の維持管理

公園の植栽に関しては、剪定、落ち葉等の維持管理に対する区民の要望・苦情を多くいただいています。とりわけ樹木は、長い年月のうちに成長し、大径木化、過密化やこれらに伴う生育不良が見られることから、倒木・落枝の危険性も増しています。

このため、剪定、除草のほか、必要に応じた灌水、病虫害駆除等を行い、植栽の美観や健全性を維持する管理を適切に行っていくとともに、健全度の低い樹木については、必要に応じて更新していきます。

2 運営管理

(1) 利用マナー

区では、喫煙、不法投棄、ボール遊び、騒音等の迷惑行為に関する要望・苦情が多く、利用者へのマナー啓発が求められています。公園を安心して快適に利用するためには、利用者の協力により、適正な利用を啓発していく必要があります。

ボール遊びのように利用ルールを定めて対応できるものもありますが、その他の公園ではあってはならない行為は、公園管理者が常駐しない区にあっては、看板等による注意喚起が基本となるため、効果的なデザインや設置方法を検討していきます。

(2) 利用ルール

公園の利用には様々なニーズがありますが、限られた空間の中で誰もが公平かつ安全・快適に利用する環境を整備するためには、一定のルールが必要である一方、画一的なルールは公園の自由な利用を阻害するおそれもあります。

このため、区民から要望等のあるドッグラン、ボール遊び、水遊び等について、整備運営する適地の選定や、安全性の確保や他の利用との円滑な調整等が可能となるような利用ルール等の検討を進めていきます。

3 管理運営の推進方法

管理運営を効果的に推進するため、「第4章4 取組・施策の効果的な推進方法」と同様に、民間活力の活用、DXの活用、行政機関やインフラ企業との連携により、管理運営を進めていきます。

第6章

進行管理等



1 本計画に基づく公園整備の推進

第4章で示したように本計画の特徴である「公園機能の相互補完」を進めるため、区内全域の公園を複数の階層でグループ化案を示しましたが、公園ごとの機能の配置を定めていないため、令和6年度末までに区内全域の公園のグループ化と機能配置案の検討を終えるように調整します。

グループ化と機能配置案の検討は、設計や工事を行う時期が早い公園が含まれるグループから優先的に行うこととし、そのグループに含まれている町会や周辺住民等と調整の上、最終的な機能の配置を確定させることとします。

なお、本計画策定時点で設計がほぼ完了している工事については、可能な限り機能配置案を活かせるように調整することとします。

2 進行管理

「第3章 目標設定」の進捗状況を把握するとともに、本計画の進行状況を定期的に確認し、必要に応じて改善等を行うため、次のとおり、PDCAサイクルを基本として、進行管理します。

PDCAサイクルとは

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4要素を1つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方です。

（1）毎年の進行管理

前公園マスタープランを改定する際に設置した「庁内検討部会」を「公園マスタープラン推進会議」へと移行し、毎年の進行管理を行っていきます。

毎年第一四半期中に、取組及び施策を中心とした前年度の実績を確認するとともに、当該年度の実施内容について情報を共有し、必要に応じて実施内容を調整します。

（2）前期・後期のそれぞれ中間年度での進行管理

取組及び施策並びに目標設定した項目について、前期・後期の中間年（4～5年に1度）で集計し、計画が順調に進捗しているか確認の上、必要に応じて改善することとします。

（3）中間改定（前期の最終年度）での進行管理

本計画の改定時と同様に、学識経験者を含めた附属機関として改定検討委員会を設置し、計画の進捗確認や課題整理、改善策について検討することとします。